

社会福祉振興助成事業 事業評価報告書

平成28年3月

独立行政法人福祉医療機構
社会福祉振興助成事業審査・評価委員会

 はじめに

独立行政法人福祉医療機構が行う社会福祉振興助成事業では、多様な社会資源がそれぞれの地域で有機的に連携・協働し、それぞれの得意とする活動を行いながら人と地域の絆を作り直し、我が国らしい支え合いと活気のある地域社会の再生を目指すシステムづくりに取り組み、高齢者・障害者が自立した生活が送れる社会、また、子どもたちが健やかに安心して成長できる活力ある社会の実現を目指すことを助成の目的としている。

平成２年度の本格的な助成事業開始以来、約１３，０００件の事業、総額約７００億円に及んでいる。この２５年の間に、ＮＰＯなどの民間福祉活動団体が実施する福祉活動は大きく躍進し、ボランティアやＮＰＯなどの言葉なども社会に広く浸透した。

これまで行政が行ってきた公共サービスは、その内容によってはＮＰＯ等の主体が提供の方が効果的、効率的な場合もあるとされ、社会福祉基礎構造改革に始まる介護保険制度の導入など、その担い手が「官」から「民」へ移りつつある。その「民」としてＮＰＯへの期待の高まりとともに、その期待に応えるべく政策動向や国民ニーズを踏まえ着実に役割を果たしつつある。

本委員会においては、この助成の仕組みが有効に機能し、効率的な資源配分がなされるよう、助成事業の実施状況や成果を評価することにより、優れた活動を見つけ普及に結びつけるだけでなく、改善点や課題なども積極的に抽出し、その後の助成事業の選定や助成の仕組みの見直しに反映させる、いわゆる「PDCA」のサイクルへ活かしていくことに努めるとともに、地域における新たな福祉課題を発掘し、新たな政策開発へ結びつけることにも取り組むこととしている。

本報告書は、本年度の本委員会のこうした取り組みのあらましをまとめたものである。

限られた資源を有効に配分し、より効果の高い助成事業とするためにも、事業評価を踏まえた成果の更なる活用に努め、より積極的な助成事業の展開を期待したい。

平成２８年３月
社会福祉振興助成事業審査・評価委員会

社会福祉振興助成事業 事業評価報告書

目次

はじめに

目次

1. 社会福祉振興助成事業の事業評価について	1
(1) 事業評価の目的	1
(2) 事業評価の方法	2
2. 平成27年度の事業評価について	4
(1) 今年度の事業評価	4
(2) 平成26年度助成事業の評価結果	5
ア 自己評価の概要	5
イ ヒアリング評価の概要	7
ウ 書面評価の概要	12
エ まとめ	14
(3) フォローアップ調査結果の概要	16
ア 助成事業の継続について	16
イ 継続事業の状況について	17
ウ 助成事業の成果について	18
エ 組織運営上の課題について	19
オ まとめ	20
3. 事業評価結果から見てくること	22
(1) 活動テーマから	22
ア 東日本大震災で被災された方等の支援に関する事業	22
イ 高齢者などの孤立防止・認知症対策に関する事業	26
ウ 児童虐待防止に関する事業	30
エ 貧困・格差対策に関する事業	35
オ 先駆的・独創的な取り組みをしている事業	39
カ 課題のみられた事例	41
(2) 助成金の有効活用の観点から	42
ア 分野横断的に事業に取り組まれた事例	42
イ 助成事業実施により連携が拡大した事例	43
ウ 制度化・モデル化につながった事例	44
エ 助成事業が自立し、新たな展開を行っている事例	47
オ 助成事業を通じて団体のステップアップにつながった事例	48
カ 課題のみられた事例	49
4. まとめ	50

おわりに



1. 社会福祉振興助成事業の事業評価について

(1) 事業評価の目的

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、前身である社会福祉・医療事業団の時代より約25年にわたって、民間の福祉活動の振興のための助成を行ってきた。

助成事業の評価については、かねてよりその必要性や実施方法などについて検討を重ねてきていたが、平成13年12月に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」の中で、「国が明確な政策目標を定め、事後評価の実施、評価結果を反映した資源配分の実施を行う。」とされたことで、平成14年4月より本格的に実施をはじめることとなった。

平成15年10月の独立行政法人化以降、事業評価は、中期目標、中期計画、年度計画にそれぞれ位置づけられ、実施と見直しを重ねながら実施ノウハウを蓄積してきた。

平成22年度からは、「長寿・子育て・障害者基金事業」から国庫補助金を財源とした「社会福祉振興助成事業（以下「WAM助成」という。）」に変わり、これまで以上に事業成果や社会的効果が問われることとなり、「公的助成金の投入効果」について、更なる明確さや客観性を備えた事業評価が求められている。

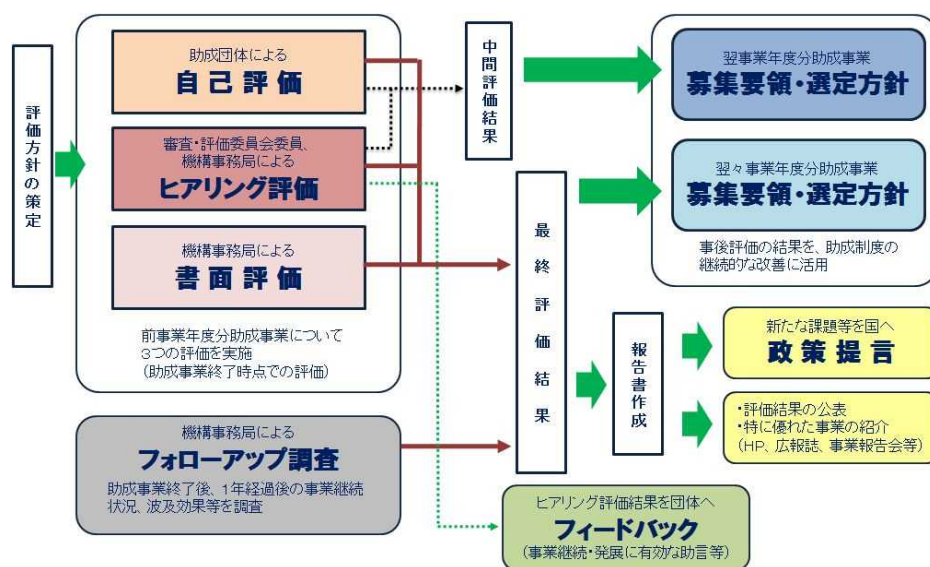
機構の助成事業において事業評価を実施する目的としては、平成27年7月29日に社会福祉振興助成事業審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）において決定した「社会福祉振興助成事業の評価方針」において、次のような点を掲げている。

- ア 政策動向や国民ニーズを踏まえ助成した事業について、「期待した成果を上げているか、その成果が社会にどのような影響を与えたか」を効果測定すること。
- イ 優れた事業を広報することにより、全国・広域での普及啓発を図ること。
- ウ 評価結果を、助成プログラムの改善に活かすこと。
- エ 限られた資源を有効に配分し、最大限の効果を上げること。
- オ 新たな対応が必要な課題を発掘し、その課題を国に提言することにより政策への反映を図ること。
- カ 評価結果を公表することにより、国庫補助金による助成事業の運営主体として、国民に対する説明責任を果たすとともに、助成事業の一層の透明化を図ること。
- キ 評価のプロセスを通じて、助成事業の継続・自立を促すとともに、助成先団体の活動の発展・改善に貢献すること。

(2) 事業評価の方法

事業評価については、助成事業のプロセスや成果、課題などを適切に評価するとともに、評価成果を翌年度以降の助成プログラム等の改善に活かすよう、図1「事業評価の仕組み」のような構成となっている。

図1 事業評価の仕組み



まず、前年度に実施した全ての助成事業について助成先団体による「自己評価」を行った上で、審査・評価委員、機構事務局による「ヒアリング評価」、機構事務局による「書面評価」に基づく評価を行うこととしている。各評価方法は下記の通りである。

図2 参考）各評価方法の概要

	概 要	実 施 者	実施時期	備 考
自己評価	助成事業終了直後に、実施した助成事業の経費内容や事業の質的な状況や成果を「自己評価書」をもとに点検し、あらためて事業を振り返ることで、以降の活動に活かすために実施	助成先団体	助成事業終了後	※自己評価書 資料編P57
ヒアリング評価	助成先団体との対面方式で、助成先団体によって作成された助成金要望書、助成金申請書、進捗状況調査票、助成事業完了報告書、自己評価書並びに事業成果物（事業報告書その他の作成物）等（以下、提出書類）の書面を見ながら、助成事業の実施状況やその成果について確認するもの。 ※評価結果はヒアリング対象団体にフィードバックを行う。	審査・評価委員会委員 または 機構事務局	助成事業の翌年度	※ヒアリング評価票 資料編P61
書面評価	助成先団体によって作成された提出書類を用いて、機構事務局が事業の実施状況や成果等の確認を行うもの。	機構事務局		※書面評価票 資料編P63
フォローアップ調査	助成事業の終了後1年以上を経過した時点において、助成事業の継続状況や助成事業終了直後の時点では十分に把握することができなかった事業実施の効果や課題を検証・把握することを目的に行うもの。	機構事務局	助成事業終了から 1年以上経過後	※調査票 資料編P76

自己評価は、助成先団体の内部評価となるが、ヒアリング評価と書面評価は、審査・評価委員あるいは機構事務局が行うもので、複数の評価手法を用いることで可能な限り客観性の担保に努めている。また、ヒアリング評価結果を助成先団体へフィードバックし、助成事業について助言を行うことで、事業の改善や更なる発展を目指すなど、WAM助成の助成プログラムのPDCAに活かすだけでなく、助成先団体にとっても意義のあるものになるよう努めている。

各手法の評価対象は、当該年度に審査・評価委員会において定められる評価方針等に基づき、各手法の評価対象を定められている。自己評価は全件実施し、ヒアリング評価は、審査・評価委員会の審議を経て対象を選定し、書面評価はヒアリング評価の対象を除く助成先団体を対象としている。

機構は、これらの評価結果をWAM助成の選定方針や募集要領等の見直しに反映させるとともに、評価の結果から浮かび上がってきた新たな福祉課題等について国へ提言し、政策への反映を図ることとしている。

特に、評価の結果、成果が特に優れていると認められた事業については、助成事業報告会やシンポジウム、機構ホームページ、広報誌「WAM」等で紹介し、広く周知を図ることとしている。

なお、ヒアリング評価の結果については、助成先団体にフィードバックすることによって、助成事業やその事業を実施した団体のその後の運営に活かすとともに、次年度以降の助成先選定に反映するほか、助成プログラムの仕組みの改善にも反映させることとしている。



2. 平成27年度の事業評価について

(1) 今年度の事業評価

平成27年度に評価を実施するにあたっては、年度当初の第1回審査・評価委員会において、事業評価の目的や評価の方法、評価の項目・基準などを具体的に定めた「社会福祉振興助成事業の評価方針（資料編、P51）」を策定し、この評価方針に基づき、平成26年度助成事業を対象として、評価を実施した。

また、過年度の助成事業の継続状況や、その財源などを把握し、事業を息長く継続させるために必要な要素などを把握することを目的として、フォローアップ調査も併せて実施した。

図3 参考) 平成26年度助成事業の概要

① 福祉活動支援事業（助成額50万～300万）	
個々の団体が実施する社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業。	
② 地域連携活動支援事業（助成額50万～700万）	
地域の多様な社会資源を活用し、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、社会福祉諸制度の対象外のニーズその他地域の様々な福祉ニーズに対応した地域に密着した事業。	
要件① 他団体との連携	要件② 活動の範囲
助成を受ける団体が他の団体（NPO法人、社会福祉法人、医療法人、公益法人、自治体、ボランティア団体等）と相互に連携し、協力関係を築き実施する事業であること。	1つの都道府県内で活動する事業であること。
③ 全国的・広域的ネットワーク活動支援事業（助成額50万～3,000万）	
全国又は広域的な普及・充実に資するため、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、相互にノウハウを共有し、社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業又は社会福祉施策等を補完若しくは充実させる事業。	
要件① 他団体との連携	要件② 活動の範囲
助成を受ける団体が他の団体（NPO法人、社会福祉法人、医療法人、公益法人、自治体、ボランティア団体等）と相互に連携し、協力関係を築き実施する事業であること。	2つ以上の都道府県内で活動する事業であること。

(2) 平成26年度助成事業の評価結果

WAM助成の事業評価においては、全助成先団体を対象に行う「自己評価」、助成先団体へ直接聞き取り調査を行い評価する「ヒアリング評価」、助成先団体から提出された資料に基づき事業評価する「書面評価」の3つの手法を用いて実施した。各評価方法による評価結果の詳細や傾向について述べることとする。

ア 自己評価の概要

助成先団体による自己評価については、助成先団体が助成事業終了直後の時点で、実施した助成事業の内容を振り返ることにより自己点検の機会とし、それによって得られる成果を以降の活動に活かしていただくこと、また、会計的な精算だけでなく、事業の質的な状況や成果についても明らかにすることなどを目的として実施している。

本年度は、平成26年度に助成を行った320事業（「福祉活動支援事業」78事業、「地域連携活動支援事業」193事業、「全国的・広域的ネットワーク活動支援事業」49事業）の全助成先団体に対して、事業の実施状況を確認するため、自己評価書（資料編 P. 57様式）の提出を依頼した。

評価項目は、「事業推進姿勢」、「事業実施体制」、「実施プロセス」、「アウトプット（直接的成果）」、「アウトカム（質的成果）」及び「インパクト（社会的成果）」の6項目を軸とし、各評価項目にそれぞれ設問を付している。

この評価項目別のそれぞれの設問について、「実施できた」又は「不十分だった」等の二者選択方式により成果確認を行い、併せて「S」から「D」までの5段階の「総合評価」を行うこととしている。

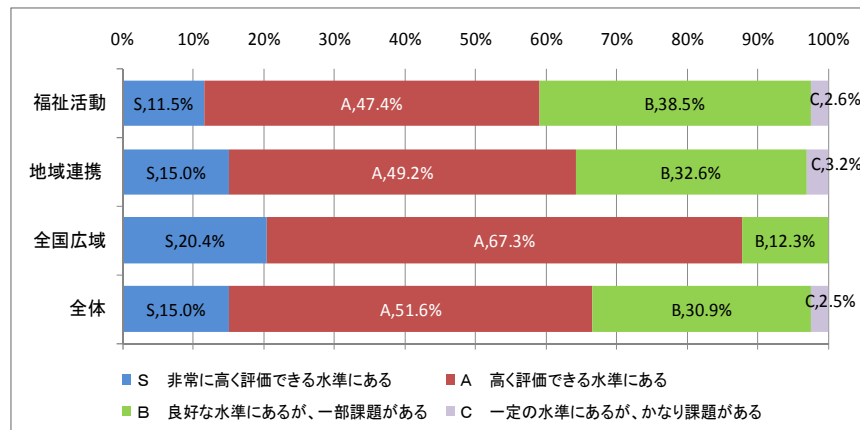
自己評価書による総合評価の全体的な状況は、表1及び図4のとおりである。

自己評価の性質上、主観的な評価ではあるものの、総合評価についてはほとんどの事業がB評価以上であり、当初の目的を達成して良好な水準にあると評価している。

表1 平成26年度助成事業の自己評価書による総合評価の全体的傾向

区分		福祉活動		地域連携		全国広域		全体	
		事業数	構成比	事業数	構成比	事業数	構成比	事業数	構成比
総合評価	S:非常に高く評価できる水準にある	9	11.5%	29	15.0%	10	20.4%	48	15.0%
	A:高く評価できる水準にある	37	47.4%	95	49.2%	33	67.3%	165	51.6%
	B:良好な水準にあるが、一部課題がある	30	38.5%	63	32.6%	6	12.3%	99	30.9%
	C:一定の水準にあるが、かなり課題がある	2	2.6%	6	3.2%	0	0.0%	8	2.5%
	D:全般的に多くの課題がある	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	合計	78	100.0%	193	100.0%	49	100.0%	320	100.0%

図４ 平成２６年度助成事業の自己評価書による総合評価の全体的傾向



全体でみると、「S（非常に高く評価できる水準にある）」評価が１５．０％、「A（高く評価できる水準にある）」評価が５１．６％、「B（良好な水準にあるが、一部課題がある）」評価が３０．９％、「C（一定の水準にあるが、かなり課題がある）」２．５％、A評価以上の割合が約７割を占めており、助成区分別でみると、「福祉活動支援事業」に比べ、「地域連携活動支援事業」、「全国的・広域的ネットワーク活動支援事業」が、高い水準にあると評価される。

評価項目別の設問の結果は図５のとおりで、一部の設問を除き「実施できた」等の肯定的な評価がほとんどを占めているが、「実施プロセス」の「計画通りに実施できたか」や、「アウトプット」の「目標どおりの参加者（利用者）を確保できたか」といった設問については、約２割半ばの団体が「十分な結果を出すことができなかった」と評価している。

要因としては、当初設定した事業計画や事業実施体制の検討がやや甘く、計画通りに進まなかったことが想定される。加えて、事業を実施していく中で、変更にうまく対応しきれなかったものや、そもそも助成期間中に達成することが難しい目標を掲げ、事業の進捗や効果を上手く振り返ることができないなど、マネジメントにやや課題がある事業も見受けられた。平成２６年度は募集を２回行っており、７月から募集を行った２次分の助成事業においてはその傾向が高く見られた。限られた事業実施期間で事業効果をより高めるためには、目標設定や計画策定時点からそれらの妥当性について調整をしながら事業を進めていくことが必要である。

また、「アウトカム」の「組織の拡大」、「団体内の人材育成」は、「不十分」との回答が多かった。これについては、事業終了直後の自己評価の時点では、その成果の広がり具合を明確に把握することは難しい事業も多いことが考えられるため、フォローアップ調査等において一定期間経過後における評価を確認することが重要である。

一方、「インパクト」として、６３．８％の助成先団体が、助成事業の実施やその

成果物（チラシ・ポスター・報告書・テキスト等）の広報により、マスコミに取り上げられる等の波及効果があったと回答している。WAM助成の社会的な意義を示す1つの結果として評価できるものであろう。

図5 自己評価における評価項目

設 問 項 目		合 計（320件）	
		十分	不十分
1. 事業推進姿勢	(1)明確な理念をもって取り組めたか	319	99.7%
	(2)意欲や積極性をもって取り組めたか	320	100.0%
2. 事業実施体制	(3)委員会を組織し、運営や役割分担等を検討したか	303	94.7%
	(4)役割分担を決め、各担当者が責任を持って実施したか	287	89.7%
	(5)専門知識を持ったスタッフやボランティアの確保	305	95.3%
	(6)団体内部で情報共有や協議を行ったか	308	96.3%
	(7)連携団体と各種情報や課題・成果の共有化	228	94.2%
	(8)各連携団体のノウハウ・ネットワークを活用したか	306	95.6%
	(9)計画どおり実施できたか	268	83.8%
	(10)効果的な手段・手法を用いて実施できたか	305	95.3%
3. 実施プロセス	(11)費用支出は適切か	308	96.3%
	(12)他団体や関係機関等への広報	302	94.4%
	(13)事業内容に見合った連携・協働事業ができたか	231	95.5%
	(14)事業の継続的な改善に結びつけたか	310	96.9%
	(15)目標どおりの参加者（利用者）を確保できたか	237	74.1%
	(16)目標とした成果に結びつく結果となったか	301	94.1%
4. アウトプット （直接的成果）	(17)参加者（利用者）のニーズを満たせたか	305	95.3%
	(18)投じた費用に見合う、期待した効果をあげたか	310	96.9%
	(19)組織の拡大	263	82.2%
	(20)団体内の人材確保・育成	271	84.7%
	(21)新たなネットワークの構築	301	94.1%
	(22)団体の成長や認知度・信頼度がアップしたか	316	98.8%
	(23)事業継続し、充実・発展の計画があるか	316	98.8%
	(24)マスコミへの波及効果	204	63.8%
5. アウトカム （質的成果）	(25)地域や社会への広がりを期待できるか	311	97.2%
6. インパクト （社会的成果）			

イ ヒアリング評価の概要

ヒアリング評価については、審査・評価委員会委員及び機構事務局が助成事業を実施した団体に直接話を伺い、助成事業の実施状況やその成果をつぶさに確認することを目的として行っている。

ヒアリング評価の結果等については、以後のWAM助成の募集要領や選定方針（具体的には平成28年度助成事業の選定方針）等に反映、活用させるとともに、事業を実施した団体のその後の運営の参考に資するよう、評価結果を助成先団体に直接フィードバックすることとしている。

このため、今年度のヒアリング評価の対象事業については、審査・評価委員会が定めた評価方針に基づき、平成26年度に助成した全ての助成事業のなかから、選定することとした。

《平成27年度 ヒアリング評価の対象事業》

(1) 限られた財源の中で資源を有効配分する観点から、助成決定額が700万円を超える事業とする。

(2) 助成決定額が700万円以下の事業については、次のア及びイに該当する事業とする。

ア 連携・ネットワークにより実施した事業の効果の検証とともに、事業の成果を助成制度のさらなる改善に反映させるため、「地域連携活動支援事業」、「全国的・広域的ネットワーク活動支援事業」及び助成事業の実施により連携・ネットワークの構築が図られている「福祉活動支援事業」とする。

イ 翌年度以降の助成対象テーマや重点的に支援すべきテーマなど国への提案を行うにあたって、事後評価を通して得られた結果や成果等を反映させるため、機構が重点支援事業に掲げる次のいずれかの事業とする。

- ①東日本大震災で被災された方等を支援する事業
- ②高齢者などの孤立防止・認知症対策に関する事業
- ③児童虐待防止に関する事業
- ④貧困・格差対策に関する事業

なお、以下の事業と重複しているものは、優先的に選定を行う。

- ※1. 「東日本大震災で被災された方等を支援する事業」については、地域の状況やニーズを踏まえ、被災地域のNPO法人等が様々な団体と連携・協働して、地域・コミュニティ主体の復興に取り組んでいるもの
- ※2. 複数年にわたって助成を行ったもの

(参考) 重点的に支援すべきテーマについて

WAM助成では、喫緊の課題を助成のテーマとしているが、その中でも特に重点的に支援する事業を定めている。これらを重点助成分野と位置づけ、平成26年度助成では次の4分野としている。

- ① **東日本大震災で被災された方等を支援する事業**（以下、「被災者支援」という）
東日本大震災で被災された方等の復興に向けて、地域の支え合い・コミュニティづくりや再構築を支援する活動
- ② **高齢者などの孤立防止・認知症対策に関する事業**（以下、「孤立防止」という）
高齢化や核家族化の進行に伴い、地域や社会とのつながりが希薄化している中で、高齢者や障害のある方などの社会的孤立を防止する事業や認知症対策に取り組む活動
- ③ **児童虐待防止に関する事業**（以下、「児童虐待防止」という）
虐待件数が増加し続ける深刻な状況において、地域で児童虐待の発生を防止する取り組みや早期発見、保護・支援を必要とする子どもや家庭を支援する活動
- ④ **貧困・格差対策に関する事業**（以下、「貧困・格差対策」という）
厳しい雇用情勢等が続く中、生活困窮者の方の生活支援や自立に向けた寄り添い支援、生活保護に陥る前の予防的な支援を行うもの、ひとり親家庭などの生活困窮世帯の養育支援や子どもの学習支援に取り組む活動

ヒアリング評価を実施した事業の助成区分別、重点支援事業別の内訳は、表2のとおりである。

表2 平成26年度助成事業 ヒアリング実施事業の内訳（重点支援事業別）

区分	平成26年度助成事業数				ヒアリング事業数				(実施率)
	福祉活動	地域連携	全国広域	計	福祉活動	地域連携	全国広域	計	
被災者支援	8	16	8	32	2	5	2	9	28.1%
孤立防止	27	91	17	135	5	13	4	22	16.3%
児童虐待防止	15	14	5	34	1	9	1	11	32.4%
貧困・格差対策	15	43	5	63	7	11	3	21	33.3%
その他	13	29	14	56	2	4	2	8	14.3%
計 (実施率)	78	193	49	320	17 (21.8%)	42 (21.8%)	12 (24.5%)	71 (22.2%)	

※その他については、700万円超の案件について記載

なお、評価にあたっては、1つの事業について複数の評価者が同時にヒアリングを行い、各評価者の合議により総合評価の結果を決定するというプロセスを経ることで、より客観的な評価を得るとともに、各評価者からの多角的な助言等を取りまとめることができる体制で実施することとしている。

① 評価項目別の評価結果 一何れの評価項目も平均では概ね良好な水準一

次の表3及び図6は助成区分別に、表4及び図7は重点支援事業別に、ヒアリング評価を実施した71事業の評価項目別の評価結果の平均値を表したものである。

表3 平成26年度助成事業 ヒアリング評価項目別の評価結果 ー平均値ー（助成区分別）

区分	プロセス評価			成果評価		
	推進姿勢	実施体制	プロセス	アウトプット	アウトカム	インパクト
福祉活動	8.06	7.29	7.06	6.88	6.88	6.94
地域連携	7.76	7.12	7.02	6.88	7.14	7.21
全国広域	8.00	7.50	7.00	6.67	6.58	6.67
全体	7.87	7.23	7.03	6.85	6.99	7.06

図6 平成26年度助成事業 ヒアリング評価項目別の評価結果 ー平均値ー（助成区分別）

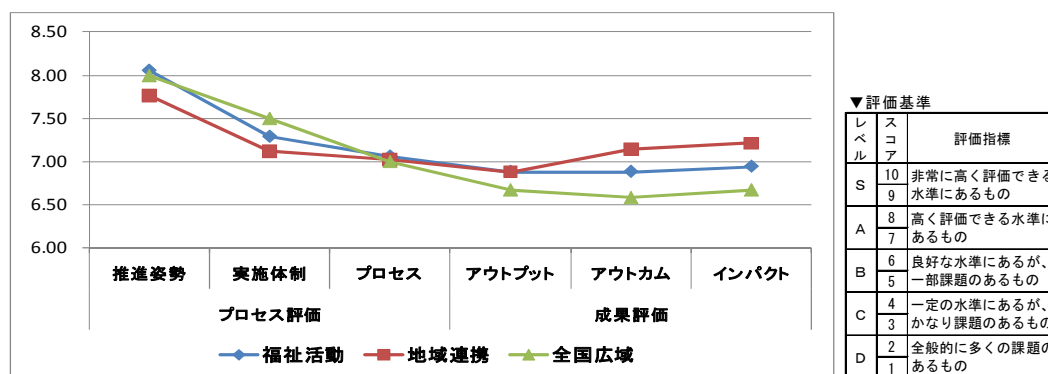


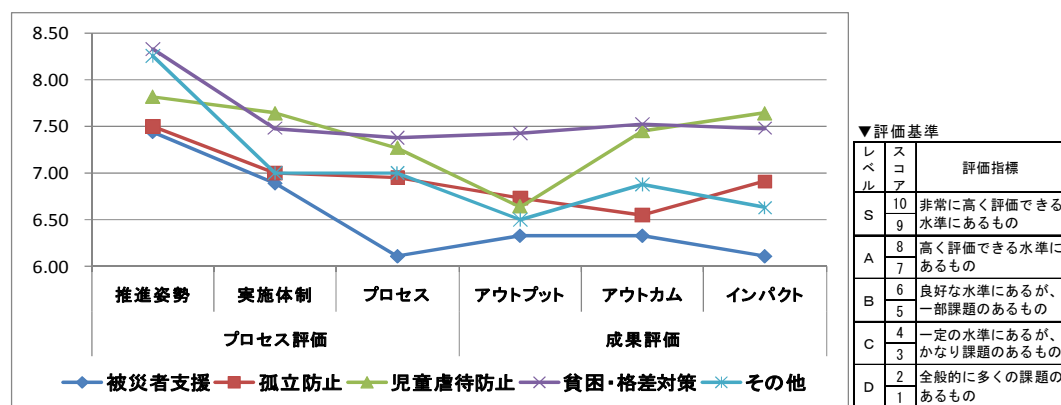
表4 平成26年度助成事業 ヒアリング評価項目別の評価結果 ―平均値―

(重点支援事業別)

区分	プロセス評価			成果評価		
	推進姿勢	実施体制	プロセス	アウトプット	アウトカム	インパクト
被災者支援	7.44	6.89	6.11	6.33	6.33	6.11
孤立防止	7.50	7.00	6.95	6.73	6.55	6.91
児童虐待防止	7.82	7.64	7.27	6.64	7.45	7.64
貧困・格差対策	8.33	7.48	7.38	7.43	7.52	7.48
その他	8.25	7.00	7.00	6.50	6.88	6.63
全体	7.87	7.23	7.03	6.85	6.99	7.06

図7 平成26年度助成事業 ヒアリング評価項目別の評価結果 ―平均値―

(重点支援事業別)



全体を通して、6つの評価項目全てにおいて概ね良好な評価結果が得られており、当初の事業目的・事業計画で期待された一定のレベル又はそれ以上の成果を上げていると考えられる。

助成区分別にみると、「福祉活動支援事業」「地域連携活動支援事業」に比して、「全国・広域ネットワーク活動支援事業」が多くの評価項目においてやや低い評価結果であった。

また、重点支援事業別にみると、「貧困・格差対策」事業が多くの評価項目にあっても比較的高い評価結果であり、一方で「被災者支援」事業は、何れの評価項目にあっても比較的低い評価結果であった。

② 総合評価結果 ―6割を超える事業が高く評価できる水準―

表5及び図8は助成区分別、表7及び図9は重点支援事業別の総合評価の結果である。

表5 平成26年度助成事業 ヒアリング実施事業の総合評価結果 (助成区分別)

区分	福祉活動		地域連携		全国広域		計	
	事業数	比率	事業数	比率	事業数	比率	事業数	比率
S 非常に高く評価できる水準にあるもの	1	5.9%	4	9.5%	1	8.3%	6	8.5%
A 高く評価できる水準にあるもの	10	58.8%	23	54.8%	6	50.0%	39	54.9%
B 良好な水準にあるが、一部課題のあるもの	5	29.4%	14	33.3%	4	33.4%	23	32.4%
C 一定の水準にあるが、かなり課題のあるもの	1	5.9%	1	2.4%	1	8.3%	3	4.2%
D 全般的に多くの課題のあるもの	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	17	100.0%	42	100.0%	12	100.0%	71	100.0%

図 8 平成 26 年度助成事業 ヒアリング実施事業の総合評価結果（助成区分別）

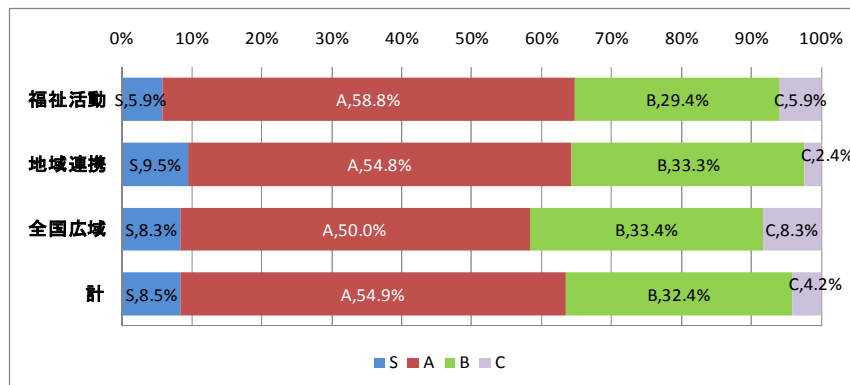
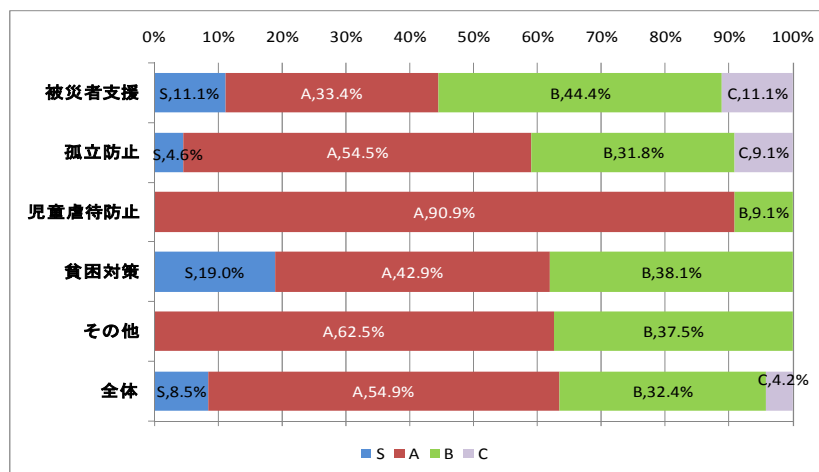


表 6 平成 26 年度助成事業 ヒアリング実施事業の総合評価結果（重点支援事業別）

区分	被災者支援		孤立防止		児童虐待防止		貧困・格差対策		その他		計	
	事業数	比率	事業数	比率	事業数	比率	事業数	比率	事業数	比率	事業数	比率
S 非常に高く評価できる水準にあるもの	1	11.1%	1	4.6%	0	0.0%	4	19.0%	0	0.0%	6	8.5%
A 高く評価できる水準にあるもの	3	33.4%	12	54.5%	10	90.9%	9	42.9%	5	62.5%	39	54.9%
B 良好な水準にあるが一部課題のあるもの	4	44.4%	7	31.8%	1	9.1%	8	38.1%	3	37.5%	23	32.4%
C 一定の水準にあるが、かなり課題のあるもの	1	11.1%	2	9.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	4.2%
D 全般的に多くの課題のあるもの	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	9	100.0%	22	100.0%	11	100.0%	21	100.0%	8	100.0%	71	100.0%

図 9 平成 26 年度助成事業 ヒアリング実施事業の総合評価結果（重点支援事業別）



全体としては、「S（非常に高く評価できる水準にあるもの）」評価が 8.5%、「A（高く評価できる水準にあるもの）」評価が 54.9%となっており、総合評価では約 63.4%の事業が高く評価できる水準以上にあるという結果であった。

助成区分別でみると、「地域連携活動支援事業」については、A評価以上の割合が 64.3%、「全国的・広域的ネットワーク活動支援事業」については、A評価以上の割合が 58.3%という状況にあった。

C以下の評価となった3事業は、「全国的・広域的ネットワーク活動支援事業」、「地域連携活動支援事業」、「福祉活動支援事業」で、各一件ずつであった。いずれの事業も、ほぼ計画通りに実施されていたものの、当初事業の目的と掲げていた課題が、助

成事業により、どのように改善したかという効果測定にかかる考察が乏しかったことが共通していた。

全事業を通して、「良好な水準にあるが、一部課題のあるもの」として、具体的にヒアリング評価で指摘された事項としては、「事業成果の取りまとめが弱く、客観的なデータによる分析・考察ができていない」といったものが挙げられた。

以上がヒアリング評価の概要である。個別のヒアリング評価結果については、平成27年度以降の事業継続や団体の運営などに活かしていただくため、ヒアリング評価を実施した助成先団体全てにフィードバックを行っている。

また、特に優れていると評価された事業については、本報告書に、事業の概要や評価のポイントなどについて掲載するとともに、機構のホームページやメールマガジンなど、複数の媒体で優良事例として広く紹介している。

なお、機構事務局が行うヒアリング評価においては、助成先団体の事務所や実際に活動されている実践場所に赴き、書面や電話だけでは知り得ることのできない状況についても確認することとしている。その際、評価の実施のみならず、他地域での助成事例の紹介や助成金に関する情報の提供を行うほか、団体に対するアドバイスを行うなど、顧客サービスや現場との意見交換などの貴重な機会となっている。

ヒアリング評価を通して得られた評価結果等については、本報告書の取りまとめに活かすとともに、平成28年度助成対象テーマ等の見直しに関する国への提案や、「平成28年度社会福祉振興助成事業 募集要領」等の策定に反映し、助成プログラムの改善に活かすこととしている。

ウ 書面評価の概要

書面による評価は、平成26年度の全320事業のうち、ヒアリング評価の対象となった71事業を除く合計249事業について、評価方針に基づき、機構事務局において実施した。

評価に用いた書面等は、助成先団体によって作成された助成金要望書、助成金申請書、進捗状況調査票、助成事業完了報告書、自己評価書並びに事業の成果物（事業報告書その他の作成物等）である。

評価の実施にあたっては、事業の内定段階から助成事業の完了まで関わる機構事務局による、より長期的な視点に基づいた評価を実施することによって、事業計画時の状況、事業実施期間中の進捗・経過なども加味したうえで、書面上の情報に留まらない評価に努めている。

なお、評価項目については、書面が中心の限られた情報により行うため、プロセス評価の「事業実施体制」及び「事業実施プロセス」、成果評価の「アウトプット」及び「アウトカム」の4項目としている。

① 評価項目別の評価結果 ―何れの評価項目も概ね6ポイント前後―

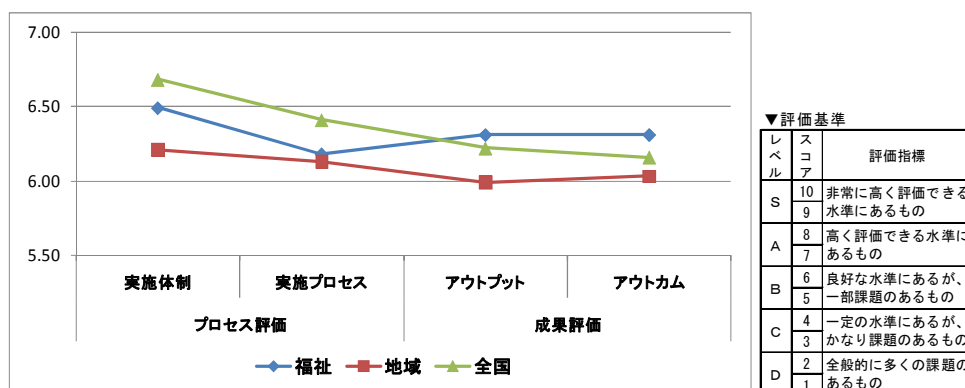
評価項目別の評価結果については、表7及び図10のとおりである。

項目別にみると、助成区分ごとに大きな差異はなく、ほとんど6ポイントを超えており、良好な水準以上にあると考えられる。

表7 平成26年度助成事業 書面評価の評価項目別評価結果 -平均値- (助成区分別)

区分	プロセス評価		成果評価	
	実施体制	プロセス	アウトプット	アウトカム
福祉活動	6.49	6.18	6.31	6.31
地域連携	6.21	6.13	5.99	6.03
全国広域	6.68	6.41	6.22	6.16
全体	6.35	6.18	6.10	6.12

図10 平成26年度助成事業 書面評価の評価項目別評価結果 -平均値- (助成区分別)



② 総合評価結果 ―9割の事業で良好な水準以上を占める―

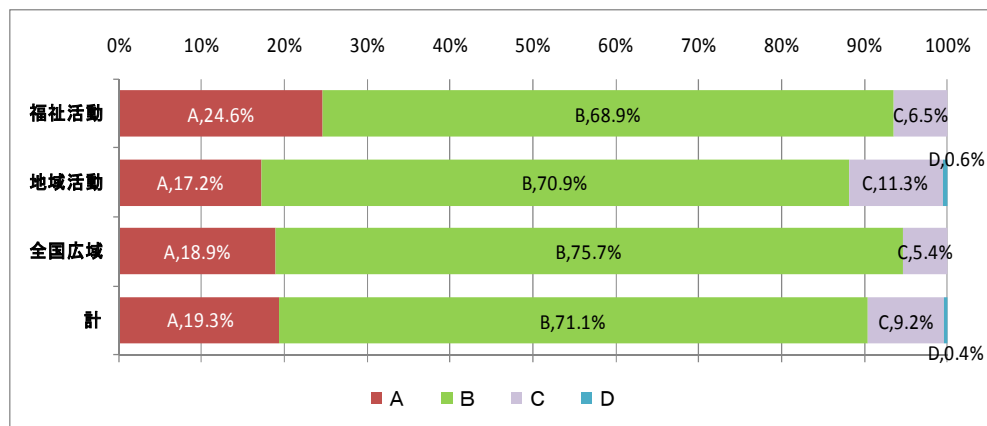
総合評価の結果については、表8及び図11のとおりである。

各助成区分ともに9割の事業で良好な水準以上にあるといった評価が得られており、大半の助成事業が当初の事業計画に基づいた一定の成果を上げていると考えられる。

表8 平成26年度助成事業 書面評価の総合評価結果 (助成区分別)

区分	福祉活動		地域連携		全国広域		計	
	事業数	比率	事業数	比率	事業数	比率	事業数	比率
S 非常に高く評価できる水準にある	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
A 高く評価できる水準にある	15	24.6%	26	17.2%	7	18.9%	48	19.3%
B 良好な水準にあるが、一部課題がある	42	68.9%	107	70.9%	28	75.7%	177	71.1%
C 一定の水準にあるが、かなり課題がある	4	6.5%	17	11.3%	2	5.4%	23	9.2%
D 全般的に多くの課題がある	0	0.0%	1	0.6%	0	0.0%	1	0.4%
合計	61	100.0%	151	100.0%	37	100.0%	249	100.0%

図 1 1 平成 2 6 年度助成事業 書面評価の総合評価結果（助成区分別）



非常に高く評価できる水準（S）にある事業はみられなかったものの、高く評価できる水準（A）にある事業は48件（19.3%）みられた。また、一定の水準にあるが、かなり課題のある事業（C）及び全般的に多くの課題がある事業（D）も24件（9.6%）みられた。この中には、対象者のニーズの把握など事前準備が必ずしも十分でないまま事業を開始したもの、成果の可視化や客観的なデータによる分析・考察が十分でなく、報告書の読み手や評価者にとって分かりづらいものがあった。

書面評価を行った事業であっても、助成事業を呼び水として今後どのような波及効果が生まれるのか、フォローアップ調査などの手段で事業継続の状況を掴み、必要に応じ現地への訪問や電話での聴き取り等を通じて、引き続き事業の発展過程を見守ることとしたい。

エ まとめ

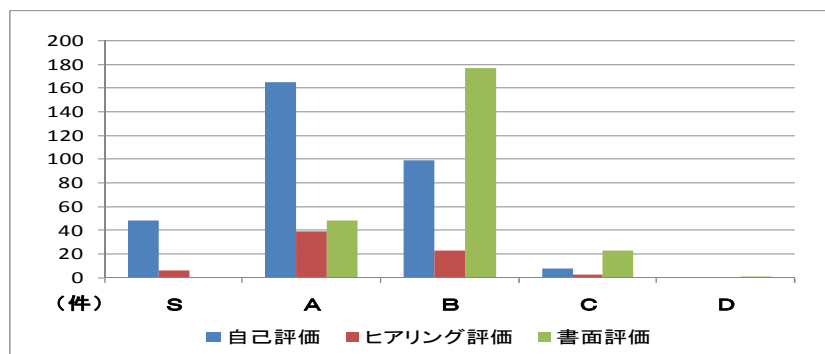
これまで述べてきた3つの評価手法の結果による平成26年度事業の評価の結果は表9及び図12のとおりとなった。

なお、「自己評価」、「ヒアリング評価」、「書面評価」の3つの評価手法における総合評価をみると、自己評価は他の評価結果に比べてやや高く評価され、また書面評価結果については、ヒアリング評価と比較すると、やや評価結果が低い傾向となった。この評価結果においては、各評価手法の特徴と課題にも考慮する必要がある。

表 9 評価手法ごとの総合評価結果

区分		自己評価		ヒアリング評価		書面評価	
		事業数	構成比	事業数	構成比	事業数	構成比
総合評価	S:非常に高く評価できる水準にある	48	15.0%	6	8.5%	0	0.0%
	A:高く評価できる水準にある	165	51.6%	39	54.9%	48	19.3%
	B:良好な水準にあるが、一部課題がある	99	30.9%	23	32.4%	177	71.1%
	C:一定の水準にあるが、かなり課題がある	8	2.5%	3	4.2%	23	9.2%
	D:全般的に多くの課題がある	0	0.0%	0	0.0%	1	0.4%
	合計	320	100.0%	71	100.0%	249	100.0%

図 1 2 評価手法ごとの総合評価結果



自己評価実施の目的は、助成先団体が助成事業終了直後の時点で、実施した助成事業の内容を振り返ることにより自己点検の機会とし、事業の成果や改善に対する気づきを促すことにある。そのためには、助成先団体にとって有効な振り返りの機会とするよう促すことが求められる。

また、書面評価は、助成先団体によって作成された助成金要望書、助成金申請書、進捗状況調査票、助成事業完了報告書、自己評価書並びに事業成果物（事業報告書その他の作成物等）を用いて、事務局が事業の実施状況やその成果の確認などを行いつつ実施することから、事業実施過程や参加人数、実施回数など、直接的なアウトプットといった評価項目が中心となる。

一方で、ヒアリング評価は、助成先団体と対面式でヒアリングを実施することにより、事業への推進姿勢や、実施過程における目標の達成に向けた成功要因や阻害要因が明らかとなるものである。また、支援対象者や地域、社会などへの好変化、波及効果などのアウトカムや費用対効果など、より詳細で有用な情報を得ることが可能となり、定量的にも定性的にも質が高く、最もバランスのとれた評価結果となる。

WAM助成における事業評価においては、これらの3手法を用いてそれぞれを補いつつ、全助成先団体への事業評価を行っている。

前述のとおり、今年度の各評価結果から対象者のニーズ把握、実施体制などプロセスにおける課題、目標設定における課題、あるいは効果測定の曖昧さや、分析・考察が十分でなかったなどの課題が見られた。今後は、各評価手法による違いやなぜ自己評価、ヒアリング評価、書面評価の評価間でギャップが生ずるのか、また、評価のボリュームゾーンが異なるのかを分析するとともに、それを評価手法に反映させる必要がある。

(3) フォローアップ調査結果の概要

先述のとおり、助成事業が終了したばかりの事業評価時点ではすぐに現れない効果を把握し、助成制度や助成先団体への支援のあり方の継続的な改善などに活かすことを目的に、助成期間終了後1年以上経過した全助成先団体（平成25年度助成事業実施団体）に調査票を送付し、助成事業の継続状況や財源、助成事業の効果や課題などを確認する「フォローアップ調査」を実施した。

加えて、調査結果から効果が特にみられた事例及び、助成事業終了後3年以上経過したもの（平成23年度助成事業実施団体）のうち、更なる事業の発展が期待されるものについては、訪問や電話によるヒアリングを行っている。

ここでは、フォローアップ調査結果からみる事業成果について報告する。

（調査結果の詳細や調査票については資料編・P64に掲載している）

表10 参考）平成25年度助成事業 フォローアップ調査 調査件数及び回答状況

助成区分	調査件数	回答件数	回答率
福祉活動支援事業	69件	69件	100.0%
地域連携活動支援事業	119件	117件	98.3%
全国的・広域的ネットワーク活動支援事業	73件	69件	94.5%
社会参加促進活動支援事業	15件	15件	100.0%
災害福祉広域支援事業	15件	15件	100.0%
合 計	291件	285件	97.9%

ア 助成事業の継続について 一約9割の事業が継続して実施一

平成25年度の助成先団体のうち、全体の85.3%が助成期間終了後も事業を継続して実施していた。

このうち39.4%の事業については、対象者や協力者の増加や、新たな課題への対応を視野に入れるなど、事業規模を拡大又は事業内容を充実、発展させて継続させている。

なお、「事業を実施していない」と回答した42件（14.7%）のその理由としては、「資金不足のため実施できなくなった」が最も多く、59.5%を占めていた。

しかしながら、中には、当初の「事業の目的を達成した」、「別団体に事業を承継した」という回答が全体の半数を占め、事業の実施目的を到達した事業があることもうかがえた。

図13 助成事業の継続状況

n=285

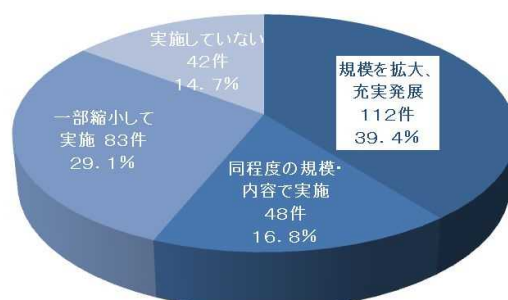


図14 助成事業を継続していない理由

(複数回答可) n=42



イ 継続事業の状況について

① 継続事業の資金調達について ―事業費の約5割を自己資金で捻出―

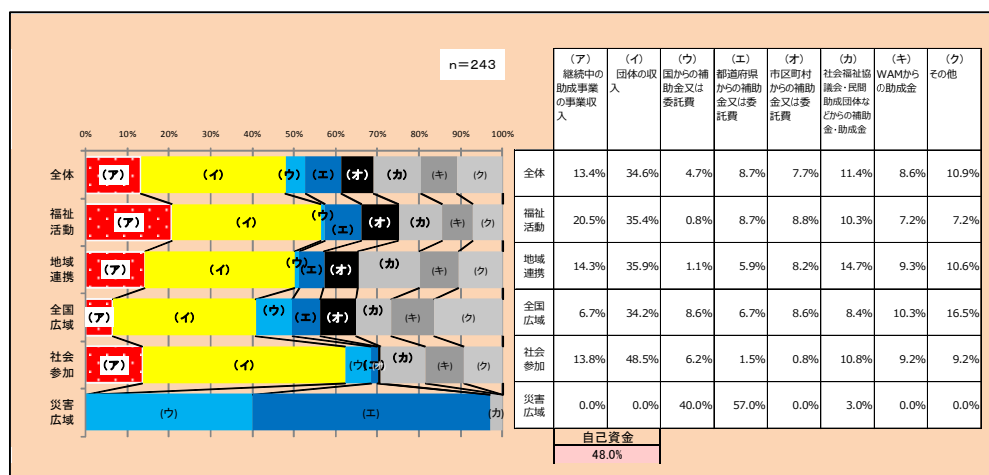
助成期間中に事業費の大部分を占めていたWAM助成金にかわり、現在どのような財源を得て事業を継続しているか尋ねたところ、全体のうち最も多かったのは、「団体の収入（34.6%）」で、次いで「継続中の助成事業の事業収入（13.4%）」という回答であった。これらを合わせた自己資金の割合は48.0%であり、助成先団体の自己資金を捻出し、事業を実施していることが明らかとなった（図15）。

自己資金には、継続中の事業の参加費収入の他に、利用者からの利用料の徴収が難しい場合、別の柱立てのサービス提供（研修会、シンポジウムなど）により収入源を見出しているもの、グッズ販売により新たな収入源を確保する工夫をされていた例も見られた。更には助成事業を通じて団体の認知度が上がり、会費や寄付額の増加につながったことで団体の収入が増えているものもあった。

財源のうち、国や都道府県、市区町村からの補助金又は委託費を得て事業を継続している団体も一定数あり、助成事業で立ちあげた事業の成果や地域における必要性などが認められた結果の一つと考えられる。

事例
P47 参照

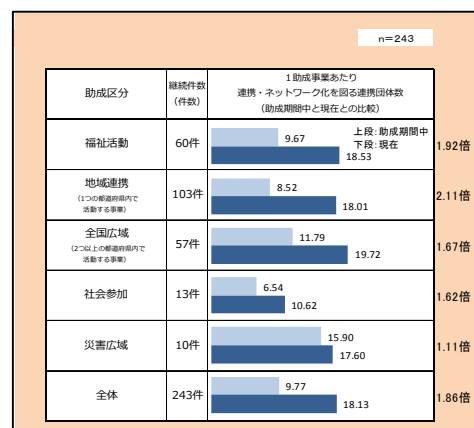
図15 平成27年度事業の予算額に対する財源内訳（概算）



② 他団体とのネットワーク（連携）―連携団体数は平均1.86倍に―

助成事業を通じて構築したネットワーク（連携）先の広がりについては、助成期間中の連携団体数と比較したところ、平均して1.86倍に拡大して事業を実施している。また、助成区分別の連携団体の増加率は、「地域連携」では2.11倍、「福祉活動」では1.92倍となっており、全体と比べてネットワークの広がりが顕著

図16 ネットワーク（連携）先の団体数の増減状況



事例
P43 参照

にみられた。

ウ 助成事業の成果について

① 対外的な波及効果 — 17%の事業が行政でモデル事業化・制度化 —

助成期間終了後すぐには成果を把握できない助成事業の対外的な波及効果について、全体で最も多かった回答は、図17のとおり、「事業の取り組みを参考とするため、他団体からの問合せや見学の要望があった（55.1%）」、次いで「事業の必要性が認められ、マスコミやシンポジウムなどで報道又は紹介された（43.2%）」であった。

例えば、他団体からの見学を受け入れたことにより関係が深まり、その後の情報交換が活発化した事例や、就職困難者の就労支援の取り組みを新聞社が記事にしたことで企業からの雇用申し入れにつながった事例など更なる効果につながっている事例がみられた。

また、事業の必要性が認められ、国や都道府県、市区町村などで制度化又はモデル事業化された事業の割合は、事業全体のうち16.9%であった。

事例
P44, 45,
46 参照

② 組織に与えた効果

— 約7割が「信頼感や信用度が高まり」、「ニーズや課題の発見」につながる —

助成事業の実施により、助成先団体（組織）に与えた効果については、図18のとおり、「新たなニーズや課題の発見」という回答が26.9%、「市区町村や住民の信頼感や信用度の高まり」という回答が26.4%であった。

自由記述から、会費・寄付の増加などの財源や人材の確保ができたこと、行政の委員会メンバーに選出されたことなど、「団体に対する信頼感や信用度が高まった」と回答がみられた。

事例
P48 参照

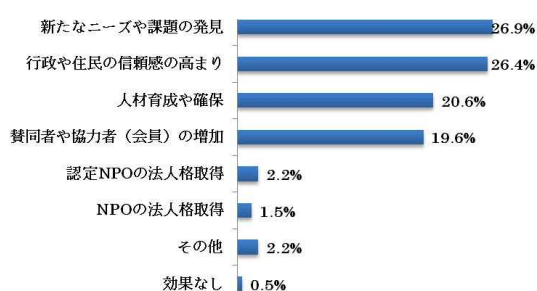
図17 対外的な波及効果（複数回答可）

n=243



図18 組織に与えた効果（複数回答可）

n=243



③ 助成事業がその後の団体活動に与えた効果

－ 6 割が他団体とのネットワークを構築でき、継続的に関わる協力者が増加－

助成事業がその後の団体活動に与えた効果について、全体では「他団体とのネットワーク構築」「継続的に関わる協力者が増えた」「事業の必要性への理解が進んだ」という回答が6割を超えた。

具体的記述には、他団体とのネットワークが構築されたことで、サービス提供の対象範囲を拡大させることが可能となったり、専門家のバックアップを受けられるようになり、相談員のスキルアップややりがいにつながる等の効果があがっていた。

なお、「地域連携」では、他と比べ、ア)～カ)の各項目における回答数の割合が総じて高くなっている。WAM助成の特徴の一つである連携型助成がその後の活動に影響を与えていることが伺える。

事例
P50 参照

エ 組織運営上の課題について

－ 9 割近くが「資金調達が課題」と認識－

助成事業の継続にあたっての組織運営上の課題については、全体では「資金調達（86.8%）」が最も多く、「人材確保・育成（64.2%）」、「中長期的な目標設定、事業計画（30.0%）」と続いた。

その他、助成区分別でみると、「福祉活動」においては、「支援者・他社会資源とのコミュニケーション」が全体の平均値を上回り、「地域連携」においては、「役割分担、責任の明確化」及び「ガバナンス、法令遵守など」を除く全ての項目で全体の平均値を上回っていた。

図 1 9 その後の団体活動に与えた効果（複数回答可）

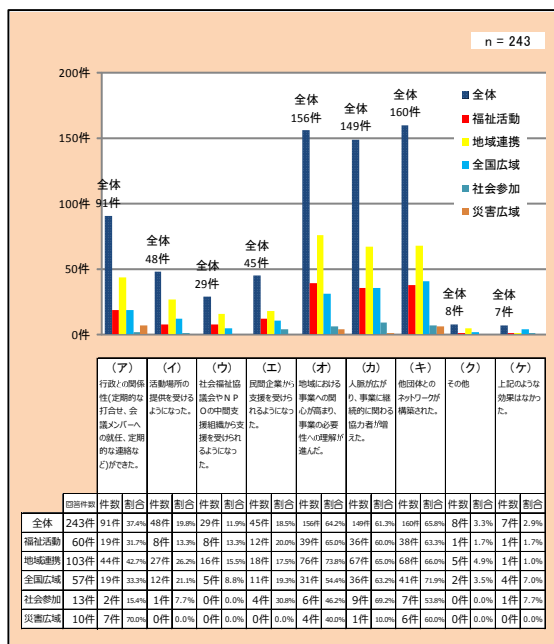
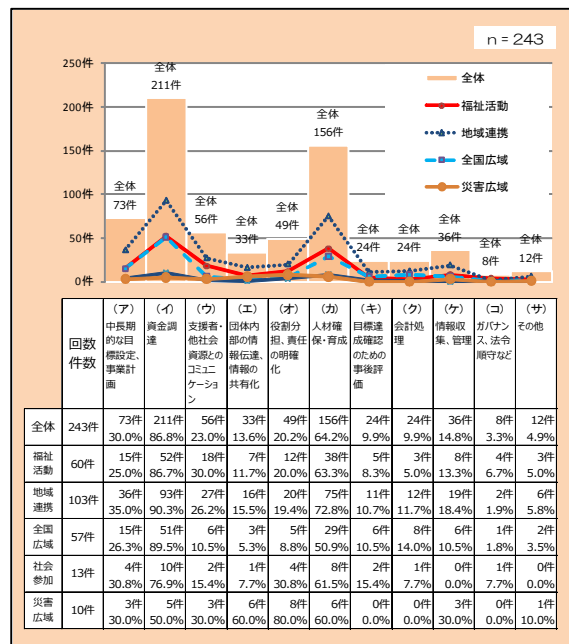


図 2 0 組織運営上の課題（複数回答可）



オ まとめ

① 調査結果から

約9割の事業が助成終了後、1年以上経過した現在も事業を継続し、地域の社会資源として事業が定着しつつあることが確認された。このうち約4割の事業で規模の拡大や内容の充実、発展がみられた。継続している団体は、会費や寄付など団体の収入及び継続中の助成事業の事業収入を得ながら資金調達を行っていた。

助成期間終了後、すぐに対外的な波及効果としては、「他団体からの問合せや見学の要望」や「マスコミやシンポジウムなどで報道又は紹介」の回答が多くを占めた。

また、助成事業が組織に与えた効果としては、「新たなニーズや課題の発見」、「市区町村や住民の信頼感や信用度の高まり」の回答が多く、助成事業がその後の団体活動に与えた効果としては、「他団体とのネットワーク構築」、「継続的に関わる協力者の増加」、「事業の必要性の理解促進」の回答が多くを占めた。これは、助成事業を通じて構築したネットワーク（連携）先の広がり助成期間中の連携団体数と比較し、現在約2倍の団体に増加していることから明らかである。

一方、継続はしているものの、組織の課題としては、「資金調達」が最も多く、「人材確保・育成」、「中長期的な目標設定、事業計画」と続いており、これらの実態を踏まえた助言のあり方の検討が必要である。

② 今後に向けて

約9割の事業が継続し、自立して実施され、その財源割合で多くを占めていたのは会費や寄付、団体の本体事業の収入などを含む自己資金であった。事業内容を充実、発展させて継続していた団体に行ったヒアリングでは、助成期間中から、次年度以降の中長期を見据えた体制づくり（担い手探しや資金確保策の検討）に取り組んでいたことが事業の発展に結びついていることがうかがえた。組織運営上の課題として多くの割合を占めていた「資金調達」、「人材確保や育成」については、こうした助成期間中から中長期を見据えて、誰にどのような協力を募るかといった検討を重ねておくことが、事業継続や事業の発展に寄与するものと考えられる。

事業が自立し発展した事例を増やしていくために、WAM助成においても、団体の事業計画の立案に寄り添い、中長期的な視点を取り入れた目標の設定や、事業計画の調整、進捗状況の管理などの支援を行っていくことが求められる。

助成事業が組織に与えた効果では、「新たなニーズや課題の発見」や「行政や住民などの信頼感の高まり」などの回答が多くを占めた。

助成事業の実施を通じて見つかった新たなニーズや課題を、いかに協働して解決し、その後の事業推進にあたっていけるかは、連携団体や地域の協力者などとの関係のあり方に大きく左右される。WAM助成においても、事業の特性に則した効果的な連携のための団体同士のマッチングや事例紹介・共有などに取り組むことが求められる。

助成事業の対外的な効果として、多くの団体が「他団体からの問合せや見学」又は「マスコミ等で報道や紹介」と回答していた。これらの波及効果は、新たな対象者の支援につながったり、企業からの寄付や雇用受入などの協力を発展するといった更なる波及効果をもたらしていた。このような波及効果は事業の推進と同時に、その有効性を十分発信し続けてきたことの成果といえる。WAM助成においても、事業の有効性を発信する際に活用できる報告書について、単に形式的な報告のためでなく、地域の理解者を増やし、寄付や協力が継続的に得られるよう作用させるためのツールとして作成するよう助言するなど、成果のあがった事業の普及に努めていくことが求められる。

3. 事業評価結果から見えてくること

本章においては、一連の評価結果に基づき、活動テーマや分野、助成成果などの観点から、WAM助成を活用した事例が実際にどのような効果をあげ、福祉課題への対応に貢献したか、あるいはどのような課題がみられたかなどについてまとめていくこととする。

(1) 活動テーマから

ア 東日本大震災で被災された方等の支援に関する事業

《現状と課題》

平成23年3月11日の東日本大震災発生直後から、WAM助成では「東日本大震災で被災された方等の支援に関する事業」を重点的に助成する分野の一つとして位置づけ、支援に取り組んできた。発災直後の緊急的な対応から、仮設住宅での暮らしにおいてみられる福祉課題への対応、復興に向けたコミュニティづくりなど、その取り組みについても時間の経過とともに変化が見られている。

復興の進捗は、被災規模、自治体の動き、地域性、住民の合意の進み具合などにより、時間の経過とともに地域差が生まれ始めている。災害復興公営住宅や高台移転が進みつつある地域もある一方で、経済的な理由などから仮設住宅で今なお住み続けなければならない人も多く、時間の経過とともに福祉課題やニーズの一層の複雑化・多様化が進んでいるのが現状である。

特に、被災地の沿岸部においては、被災後の人口流失に伴い、活動の担い手の不足、社会資源の不足などから被災者間の格差が広がり、それらに対応できる柔軟できめ細やかな対応が求められている。また、就職や就学などを理由に若い世代が転居し、特に沿岸被災地域における高齢化は深刻な状況にあり、地域生活を維持していくのに必要なサービスの提供、あるいは自治会などの地域の互助組織の維持も課題として挙げられている。いずれの課題もすぐに解決に向かうものではなく、被災者の状況や復興の過程にあわせた継続的な支援が必要である。

《成果が見られた事例》

広域避難者の一人ひとりの生活の困りごとに寄り添った支援を展開した事例

【きらきら星ネット】

東京や山形など被災県外で避難生活をする広域避難者を対象に、生活・すまい・学習・教育・ヘルスケア相談など、幅広く対応する「避難者相談室」を運営し、被災者の声やニーズを受け止め対応する支援活動を展開した。

家族の状況や生活スタイル、また時間の経過とともに支援のニーズも変化する中、一人ひとりに丁寧な関わりをもちながら展開される相談支援であった。また、緊急度

26年度事業
資料編 P3

が高く、専門性が求められる課題には、外部の支援機関につなぐなど適切かつ迅速な対応が行われていた。さらには、独居の高齢者や生活に困窮している方、ひとり親家庭など支援のニーズはあっても自らが相談機関までにアクセスできない人や、相談後の見守りが必要な人のフォローアップのために行った手紙・カードの送付などは、ボランティアによる温かみのある支援活動であった。

人口流失により社会資源が不足する地域で、子育てサロンを立ち上げるとともに人材確保にも取り組み、事業継続の基盤づくりをした事例

【まんまるママいわて】

妊娠・出産後に不安を抱える母親は多いため、助産師の専門的知見を用い、子育て中の母親の不安を解消するサロンを岩手県の沿岸地域に開設した。

26年度事業
資料編 P13

岩手県沿岸部は人口流出が激しく、数少ない助産師だけでは活動の継続も限界があるため、元保健師や地元のサロン等を活動に巻き込み、事業を継続して行えるように担い手の確保にも工夫をしながら事業を進めている。社会資源が少ない地域において、子育て支援の地域資源の1つとして、事業が認知され、地域に定着したサロンとなっている。

継続的な支援の必要性を広く発信するとともに、事業を継続できる体制も併せて構築した事例

【特定非営利活動法人ビーンズふくしま】

不登校や引きこもりの青年への支援を行う当団体は、震災後に仮設住宅に住む子どもたちを対象に学習支援を行った。また、仮設住宅での遊び場が限られた子どもたちへの支援を通して、子どもたちだけではなく、その保護者など多くの人が関わるようになり、仮設住宅のコミュニティ形成などにも貢献した。

25年度事業
フォローアップ調査
資料編 P14

助成事業の取り組みを幅広く発信することで、長引く避難生活を見据えた地道な支援が理解され、企業等からの支援の申し出が増え、現在も、仮設住宅に暮らす子どもたちへの支援を継続している。

また、長期化する避難生活に対応する継続した支援を実現するには、支援スタッフの確保が必要である。助成事業を通して、子どもの状況や抱える葛藤を把握し支援できるスタッフの育成にも併せて取り組んだ。また、活動の成果を広く発信することで、地域、教育機関の理解を得、協力関係を築くことができ、その結果、虐待が疑われるケース等も早期に対応ができるなどの成果があった。また、学校や児童相談所等の専門的機関と情報を共有し、見守り・相談ができる体制もできつつある。

阪神淡路大震災の経験を活かし、東日本大震災の被災地で障害者を支援する者の後方支援を継続的に行った事例

【特定非営利活動法人日常生活支援ネットワーク】

当団体は、阪神淡路大震災の経験から、被災後の混乱の中、障害者に福祉サービスを安定して供給し続けるために、小さな障害者福祉サービス事業所は協力し合って対

25年度事業
フォローアップ調査
資料編 P15

応する必要があること、復興には中長期的に様々な課題に取り組み続ける必要があることを認識していた。そのため、「支援スタッフへの支援」の必要性を認識し、定期的に被災3県の復興状況を共有するとともに、支援スタッフの研修や、阪神淡路大震災を経験した障害者・支援スタッフを招いての人材交流を進めている。

本事業は、震災を風化させないように、イベントという手法を用いて、復興に向けた問題意識を共有する機会を提供し続けている。これらの取り組みはソーシャルアクションに加えて、支援スタッフが継続的に関わることができるようなエンパワメントにもつながっている。加えて、当団体では、2つの大規模地震の経験を活かし、今後大規模災害が発生したときに対応できるよう、障害者だけではなく観光者などを含めた災害弱者を対象にした避難訓練などの新たな展開も見られる。

行政や社会福祉協議会と連携し、「みなし仮設住宅」への支援を展開するとともに 長引く避難生活に対応するコミュニティづくりを住民と共に進めた事例

【特定非営利活動法人NPOほうらい】

新興住宅地における高齢化の問題から地域内の移送支援に取り組んだ経験を活かして、震災後、移動手段の限られた仮設住宅やみなし仮設住宅の住民を対象に、通院や買い物のための送迎サービスを展開している。また、飯舘村から避難し、見知らぬ土地で引きこもりがちになり、外出の機会が少なく孤立している仮設住宅の入居者を対象に、サロンや健康講座、農作業を地元住民とともにやっている。

点在しているため支援が十分に届いていないみなし仮設住宅への支援も行政や社会福祉協議会と連携し実現させ、避難者の生活やニーズの変化などに応じた支援に共に取り組むことで、継続的な支援を実現させている。

また、飯舘村からの避難者を支援対象者としてだけでなく、同じ地域に住む住民として主体的に事業に参画されていることも事業継続のポイントであっただろう。

23年度事業
フォローアップ調査
資料編 P16

《まとめ》

時間の経過とともに、被災者のニーズも複雑化・多様化する中、前述のように、被災者の一人ひとりの状況に他機関と連携しながらきめ細やかに対応されている事例がみられた。こうした活動には、継続的な支援が今後必要となる中、担い手の確保や支援を継続的に進めていくための体制づくりなどの工夫も見ることができた。

被災者の生活再建においては、被災から5年が経過してもなお生活の見通しが立たない人への支援の必要性も浮き彫りになりつつある。各地で仮設住宅から生活を立て直し、転居していく人が増えているが、経済的、身体的、精神的理由などにより仮設住宅で暮らし続ける人々への福祉的支援の必要性がむしろ高まっている部分もある。その中には、災害公営住宅に経済的な理由や税金滞納や保証人がいないといった理由で移れないなど、見守りだけでは対応が難しい、より深刻なケースも増えており、こうした課題に行政とともに社会全体で取り組むことが求められる。また、災害公営住宅に移転後は、被災者は新たに人間関係やコミュニティを築くこととなり、孤立や引

きこもりが起きやすいことが懸念される。阪神淡路大震災における災害公営住宅での教訓を活かし、高齢化にも対応した住民同士の支え合いやコミュニティの在り方についても検討していくことが必要である。

そして、原発事故により放射能避難地域に指定された地域の多くは、平成29年3月末までに避難指示が解除される見込みとなっている。避難解除地域に戻った人たちには、生活を支える様々な社会資源が必要であり、また、解除地域に戻らない・戻れないと判断した場合には「自主避難者」とみなされて補償が打ち切られ、生活に困窮する可能性のある人がでることも予想されており、こうした課題への対応も必要になると思われる。

このように復興にはまだまだ時間を要し、着実に復興が進んでいくためには、今後生まれる新たなニーズへの対応を含めた継続的な支援が重要となる。しかしながら、時間の経過とともに、寄付や助成財団等の助成金などの被災地を支援する財源も確実に小さくなりつつあり、被災地へのボランティアの大幅な減少や元々の人材不足ともあいまって、活動を行っていくには厳しい環境になっていくことも懸念される。

また、国の政策においては、復興交付金などから生活困窮者自立支援法や地方創生など、通常時の生活困窮者支援、地域活性化やまちづくりを念頭に置いたものへと少しずつ移りつつある。平成28年度以降の5年間を「復興・創生期間」と位置づけ、住宅再建、復興のまちづくりとともに、長期避難者の心のケアやコミュニティ形成など着実に復興を進めていくこととしている。

WAM助成では、こうした復興を進める環境の変化や被災地の現状を踏まえ、あらゆる福祉的側面から人々の生活を支える取り組みを今後も継続的に支援していく必要があると考える。

また、併せて東日本大震災発生後の5年間で行ってきた被災者支援を通じて、今後、万が一、大規模災害が発生した際、NPOやボランティア団体などが行う民間ならではの柔軟性や機動力のあるきめ細やかな被災者支援活動を公的助成であるWAM助成として確実に支援していくことも求められるものと考ええる。

イ 高齢者などの孤立防止・認知症対策に関する事業

《現状と課題》

高齢化の進行に伴い、高齢者単身世帯や高齢夫婦世帯の増加、介護保険サービス利用者数の増加、孤独死の多発などの傾向がますます顕著になっている。また、「高齢社会対策大綱」（平成24年9月7日閣議決定）においては、地域とのつながりが希薄化している中で、高齢者等の社会的孤立を防止するためには地域のコミュニティの再構築が必要とされている。地域における高齢者やその家族の孤立を防止するためにも、いわゆる社会的な支援を必要とする人々に対し、社会とのつながりを失わせないような取り組みが必要であり、社会から孤立することなく継続して安心した生活を営むことができるよう住民等を中心とした地域の支え合いの仕組みづくりを推進していくことが求められている。

この観点から、当分野については次の3つのテーマを重点的に支援するとしている。

- ・ 高齢者・障害者などの社会からの孤立防止を防止する事業
- ・ 認知症（若年性認知症を含む）の者とその家族の支援
- ・ 病院や施設を退院・退所する高齢者や障害者の在宅・地域移行支援

孤立防止は、高齢者だけの課題に限られたことではなく、障害者、引きこもり等、社会的支援を必要とする人全てに共通するところである。近年は、H I V、摂食障害、L G B Tなどにかかる課題も注目され、マイノリティの孤立への対応も必要とされる。

認知症対策においては、平成27年1月27日に「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～（新オレンジプラン）」が策定され、認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進、医療・介護等の提供、若年性認知症施策の強化、介護者の支援等について取り組んでいくことが緊急の課題とされている。

在宅や地域移行においては、平成26年7月に長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策に係る今後の方向性が示されたその中で、長期入院患者の実態を踏まえた退院意欲の喚起や本人の意向に沿った移行支援を徹底することが方針として明文化され、具体的支援を進めることが求められている。

《成果が見られた事例》

ー 孤立防止 ー

高齢化や人口減少が進む中山間部地域で住民自らが事業の担い手となり

地域が一体となり、介護予防に取り組む事例

【特定非営利活動法人地域支援の会さわやか四万十】

高齢化や人口減少が進む高知県の中山間部において、廃止になった学校校舎を使って、囲碁、歌や体操による介護予防、食事提供などにより、高齢になっても住み慣れ

26年度事業
資料編 P17

た地域で住み続けられることを目的とした住民による活動が生まれた。

若者が都市へ出ていき、高齢化と深刻な人口減少に直面し、こうした地域の支え合い事業の担い手の確保も難しい地域は多い。この取り組みでは、地域の元気な高齢者が支え手となり、移住者等と連携し事業を展開するなどの工夫もみられた。介護予防の重要性を住民自身が理解し、主体的に事業に関わるこの取り組みは、過疎化の進む他地域の参考となる事例であった。

地域の担い手を育成しながら、モデル地域での取り組みを他地域へ拡大した事例

【特定非営利活動法人食と健康を学ぶ会】

管理栄養士や歯科衛生士、保健師等からなる当団体は、食を通じた介護予防、健康づくりを行うリハビリキッチン事業を町の協力を得て、モデル地域で実施した。加えて、住民対象としたリーダー養成研修会も行うことで人材育成にも取り組んだ。

助成期間終了後には、期間中に得たノウハウを基に育成されたリーダーが事業を担い、町の介護予防事業に位置付けられた。また、今後の地域のあり方について、ワークショップなどを通じた検討をきっかけに、地域住民によるミニデイサービスが発足するなど、開催地域が拡大するとともに事業の充実や発展が見られている。

25年度事業
フォローアップ調査
資料編 P18

誰もが集えるコミュニティレストランが地域住民の居場所となり、 住民同士のつながりが生まれている事例

【縁側プロジェクト】

宅老所の一角に立ち上げた地域のコミュニティレストランをより地域に普及するために、助成事業では地域の高齢者にヒアリングし、地域に伝わる伝統料理をメニューとして開発するなど、高齢者にも主体的に参加してもらう機会を作った。この取り組みを見学した2団体が、県内で同様の事業をはじめなどの波及効果があった。

コミュニティレストランの利用に合わせ、住民自身が気になる高齢者に「あそこと一緒に行的てみよう」と声かけや見守りなどが自然な形で行えるようになった。また、引きこもりの青年なども含め、誰もが通える居場所ができたことで、自治会などの既存の地縁組織とは違う新たな方法で、薄れつつあった地域のつながりを取り戻し、住民自身が互いに見守りあう仕組みとして評価された事例であった。

26年度事業
資料編 P19

摂食障害への支援がまだ十分でない地域で孤立している人たちへ

広域のネットワークで支援を届けるとともに、支援団体の組織化を進めた事例

【日本アノレキシア・ブリア協業】

摂食障害には、摂食障害の症状そのものの対応だけではなく、そこに至った課題の解決が必要であり、その課題も様々であり複合的に抱えている場合も多い。当団体がこれまで都内で取り組んできた支援活動・ネットワークを活かし、全国各地で研修会を開催するというプロセスを通して、各地域の摂食障害者の支援や、団体の組織化、継続的な支援を目指した広域的ネットワークづくりを進めた。

摂食障害への理解や支援などは十分ではなく、各地域で孤立している状況にあった

26年度事業
資料編 P20

摂食障害の人に支援が実現でき、団体がこれまで培ってきたノウハウを活かし、他地域の資源の掘り起こしを進められた点は、広域的ネットワークの連携による効果であり、その意義は大きいと評価される。

ー認知症とその家族の支援ー

医療従事者と福祉関係者が連携した認知症カフェを運営し、 認知症の人のケアやその家族の負担軽減を実現した事例

【NPO法人てとりん】

認知症介護は、家族の負担が大きく、家族も孤立しがちな場合も多い。それらを解決するために、常設の認知症カフェを設置した。認知症カフェでは、分断されがちな社会とのつながりを持ち続ける場として、家族介護者の集い、家族介護者の負担軽減のための傾聴・相談支援、医療や福祉など専門家による相談支援、情報支援を行った。

福祉関係者と医療関係者が連携し、認知症カフェを運営したことで、認知症の家族が必要な情報や支援を幅広く提供でき、また抱えている課題を早期に発見し、深刻化する前の対応が可能となった。認知症の人とその家族の生活を支えるものとして地域に定着している。

26年度事業
資料編 P21

地域包括支援センターと連携し、認知症の高齢者の見守りの仕組みを構築した事例

【特定非営利活動法人地域認知症サポートブリッジ】

地域の中で、認知症でありながらも独居や高齢者のみの世帯、また日中はひとりで過ごす高齢者など見守りが必要な世帯等は増えている。本事業では、地域包括支援センターや行政と連携し、高齢者の住む自宅に安否確認を兼ね当事者が集うコミュニティカフェから個人宅へお茶を届けるサービスを展開した。

認知症の傾向がある高齢者の中には、ちょっとした見守りがあることで在宅生活を維持することができるケースは多いという。介護保険によるサービスで全てを見守り続けるのは人手の確保もコスト的にも厳しい。本事例にみるように、地域包括支援センター、介護事業所、介護支援専門員、医療機関、家族などの協力を得ながら進めた本事業は、制度の隙間を補完しつつ、今後の地域包括ケアの実現に向けて下支えとなる参考事例であった。

26年度事業
資料編 P22

ー高齢者や障害者の在宅・地域移行支援ー

がん患者等が安心して在宅生活へ移行できるように

医療・介護・福祉的側面からのサポートを実現した事例

【特定非営利活動法人ミーネット】

成人の半数ががんを患い、死亡原因の3割を占める時代にあって、治療後に以前と変わらぬ在宅生活を希望するものの、在宅への移行の不安も大きい。本事業では、ピアサポートによる在宅移行支援を目的に、ピアサポートを実施のための研修会の開催や教材作成を行った。

支える側、支援を受ける側ともに心身の不安を抱えながら社会復帰を果たす「互助」

26年度事業
資料編 P23

を育て医療・介護・福祉関係者だけでは果たし得ない課題に取り組んだ点は、地域包括ケアシステムに資する事業として評価された。

ピアサポーターを養成し、精神障害者等の病院や施設からの地域移行を実現する仕組みを関係機関と構築した事例

【社会福祉法人半田市社会福祉協議会】

精神障害等のある方が病院や施設から退院・退所し、安心して地域生活を送ることができるように支援する体制づくりを行政や医療機関、福祉施設とともに行っている。その中で助成事業では、地域の人と関わる段階的な居場所づくり、ピアサポーターの養成、ピアサポーターを中心とした支援のモデル的な実践を行った。

入院時からピアサポーターによる当事者自身の意思を上手に反映させていること、病院や地域の福祉施設関係者だけではなく、自治会や民生委員等、地域生活を支える関係者が情報を共有し、支援する方法について検討できる体制が構築されている。その実施にあたっては、助成事業で開発した「地域連携シート」を活用するなど、地域移行における先駆的な取り組みの一事例であった。

23年度事業
フォローアップ調査
資料編 P24

《まとめ》

孤立防止に対する取り組みとして、地域包括ケアシステムの構築に向けて、多様な主体による生活支援・介護予防サービスの重層的な提供が求められている。地域の支え合いの介護予防のためのサロン、リハビリキッチンなど他地域の参考になる事例にみるように、WAM助成においてもその取り組みに資する事業と考えられる事例もみられた。特に、人口減少の進む過疎地域においては、支援の担い手の確保が難しい状況にあるが、他地域の協力を得たり、住民の互助の仕組みを取り入れるなど、さまざまな工夫をしつつ事業が展開されていた。また、地域包括ケアの実現に向けて、医療と福祉の分野を超え、それぞれの専門性を組み合わせた事業展開もみられた地域もあった。

認知症やその家族の支援や、高齢者・障害者等の地域移行においても、専門機関の協力を得ながら、他地域の参考となる仕組みが構築されていた。

地域の支え合いに対する社会の理解は進み、取り組みについても全国各地に広がりつつある。我が国の福祉制度の多くは高齢者、障害者等の対象者ごとの設計になっているが、「社会的孤立」は誰もが直面する可能性がある課題である。そのため、既存の福祉制度にとらわれることのないNPO等の民間ならではのきめ細やかな活動に期待される部分は依然として大きいといえる。

ウ 児童虐待防止に関する事業

《現状と課題》

児童虐待に関する相談件数は一貫して増加しており、子どもの生命が奪われる等の重大な児童虐待事件も後を絶たず、虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要な課題とされている。このためWAM助成においても重点的に支援する事業として、次のテーマを掲げ、児童虐待の予防や早期発見・早期対応から、虐待を経験した者も多い児童養護施設等を退所した子どもの自立に向けた支援に至るまで、幅広い領域で当該分野の課題解決に取り組んでいる。

- ・児童虐待・DV等の防止、早期発見、保護・支援を必要とする子ども・家庭を支援する事業
- ・児童養護施設等を退所した子どもへの支援に関する事業

深刻な児童虐待の発生状況を踏まえ、平成27年8月28日に「児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会」報告書が出された。その中では、支援のあり方について、虐待を予防するためには虐待のリスクについて妊娠期から着目し、切れ目なく支援していくことが重要とされ、地域で養育していく視点が強調されている。

一方、児童養護施設等の退所者の社会的自立を目指した支援については、その円滑な自立のための支援がまだまだ十分な状況ではない。そのため退所者の居場所づくりや、生活支援、相談援助などの取り組みを促進することが必要とされている。また、就職等で「自立」したように見えてもその生活を継続するのが難しい場合も多く、安心した地域生活が送れるように、自立した後も引き続き当事者に寄り添い受け止めるような支援の充実が求められている。

《成果が見られた事例》

児童虐待・DV等の防止、早期発見、保護・支援を必要とする子ども・家庭を支援する事業

保健師による子育てサロンの展開と、滞在型デイケアと訪問ケアを実現した事例

【特定非営利活動法人はっぴい mama応援団】

子育て中の母親が抱える精神的・身体的・経済的不安を軽減できる育児環境を作り、ネグレクトなどの虐待防止を図ることを目的に、保健師等による子育てサロンや育児・健康相談、育児に役立つ各種講座の開催、産後の母親へのカウンセリングや滞在型デイケアや訪問ケアを実施した。

行政の新生児訪問指導を担当する保健師が関わることで、行政の支援が行き届いていない部分を見出し、きめ細やかな事業を展開された点、また、社協や生協等と役割分担を行い、効果的に実施された点などが高く評価された。

26年度事業
資料編 P25

地域が一体となり、妊娠中から子育て期まで切れ目のない見守りの仕組みをつくった事例

【特定非営利活動法人親子ネットワークがじゅまるの家】

若年妊娠・ハイリスク妊娠など児童虐待につながるリスクがある妊婦またはその家族を対象に地域で見守りができるようボランティア養成講座を実施し、支援スタッフを養成した。

支援スタッフは、養成後も保健センター、社協、福祉施設等の専門スタッフからの継続的な助言を得られることで定着が進み、妊娠中から切れ目なく見守りができる体制を構築することができた。現在は、一部行政の支援も加わり、事業を継続している。

26年度事業
資料編 P26

育児不安や孤立、親の育児負担軽減等の虐待リスクの軽減を目的とした

「24時間緊急一時保育」事業を実現した事例

【特定非営利活動法人ウイズアイ】

育児不安や孤立、産後鬱の予防、更に親の育児負担軽減を目的に、地域のネットワークを利用しながら保育付き連続講座の開催や、土日・祝日・夜間を問わない24時間緊急一時保育を実施した。

行政による緊急一時保育支援の利用には、事前の予約や利用制限などがあり、気軽に利用することが難しい場合も多い。母親自身の心身の状態が優れない時なども、気軽に頼ることができる仕組みが身近にあることで、問題を深刻化させる前に対応でき、虐待リスクの軽減につながっている。この取り組みは、行政から委託を受け、事業を継続している。

25年度事業
フォローアップ調査
資料編 P27

助産師の専門性を活かし、行政による支援では対応できないきめ細やかなサービスの仕組みを構築した事例

【特定非営利活動法人東京コミュニティミッドワイフ活動推進協議会】

母親の不安のピークは産後1ヶ月前後であり、産後まもない時期の育児不安、産後鬱を予防することは虐待予防につながると考えられている。しかしながら、行政の支援はハイリスク家庭など、予め特に支援が必要であると認識されたケースに限られている場合が多い。産後まもない時期は、外出することが難しいため、ハイリスク家庭に限らず、多くの母親が不安を抱え孤立している状況である。本事業では、母親の不安を軽減させ、安心して育児に向き合えるように助産師による早期訪問を実施した。

母親の不安が大きく、外出の制限が大きいこの時期において、訪問支援は母親のニーズに合致した取り組みであった。また、当団体が平成23年度助成で実施した産後の母親の不安軽減を目的としたデイサービスとともに、「通い」と「訪問」という手法で、助産師という専門性をもって、的確にきめ細やかに母親の不安軽減を図った。この取り組みは、家庭及び地域を取り巻く子育て環境の変化への対応のヒントとなり得る事例として評価された。

26年度事業
資料編 P28

児童養護施設等を退所した子どもへの支援に関する事業

児童養護施設等を退所した後の居場所を作り、継続的な支援体制を構築した事例

【一般社団法人ヤング・アシスト】

自立援助ホーム等を退所した子供たちの居場所や相談先がない現状に対し、気軽に立ち寄れる居場所（サロン）を設置し、「精神的安定」、「生活の安定」、「人間関係の安定」を目指した支援を行った。

26年度事業
資料編 P30

施設を退所した者への支援は、現行法においては、児童養護施設等の役割とされているが、施設では、入所中の子どもへの対応が中心となり、退所者への支援は十分に手が回らない状態である。

また、自立援助ホームには、就労している子ども等がいる一方、離職により就労していない子ども等も入居しており、その中には様々な家庭の問題や自分自身の課題を抱えて自立が困難なケースも存在している。当事業では、そのようなケースにも、電話相談や訪問等により繰返し支援を行うことで、子どもたちの自己肯定感の向上に寄与していた。また、居場所をつくり、退所者が気軽に集える場を地域につくった点も評価された。

児童養護施設等を退所した子どもたちを対象に家庭的な雰囲気シェアハウスで自立支援を行った事例

【特定非営利活動法人四つ葉のクローバー】

児童養護施設等から社会に巣立つ子どもたちの自立支援に向けた地域の資源の一つとして、施設等退所後の子どもたちを対象にしたシェアハウスを助成事業で立ち上げた。また、当分野の社会的認知を進め、事業への協力者を増やすことを目的にシンポジウムなども併せて開催した。

25年度事業
フォローアップ調査
資料編 P32

助成期間終了後においても、県内の児童養護施設からの紹介により、シェアハウスの受け入れを引き続き行っている。自炊や掃除・洗濯などの経験を通じた生活スキル、コミュニケーション力の向上など家庭生活で養う自立に必要なスキルをシェアハウスでは家庭的な雰囲気です身につけることができる。

また、家庭の問題や本人自身が抱えている課題にも、社協のソーシャルワーカー、自立援助ホーム運営者、弁護士、その他有識者などの協力者のネットワークが構築されており、そのネットワークを活用し、課題解決を図りながら自立支援を実現させた。

児童養護施設等を退所したアフターケア相談所を立ち上げ、子どもたちへの継続的な支援を実現した事例

【特定非営利活動法人子どもシェルターモモ】

岡山県内の児童養護施設及び自立援助ホーム、養育家庭等を退所した児童が社会的に自立した生活ができるような支援の必要性を感じ、アフターケア相談所「en」を立ち上げた。そこはいつでも相談を受け、生活支援やスキルアップ、就労支援、住居支援等様々な支援を行った。

26年度事業
資料編 P29

本人の抱える課題や将来の進路により、支援の個別性が高く、長期的な関わりが必

要な場合も少なくない。児童養護施設関係者だけでなく、本人の自立支援に必要な関係者が集まり、包括的かつ長期的な支援ができる体制を築いている。助成期間終了後は、本事業は行政との協働事業となり、一部行政の支援を受けながら継続している。

貧困連鎖の防止の観点から、児童養護施設等に入所している子どもを対象に ボランティアによる学習支援を実現し、制度化につながった事例

【特定非営利活動法人 3 keys】

児童養護施設等の入所者は、家庭環境や経済状況により塾に通えず進学をあきらめる場合も多く、全国児童養護施設調査（2011）では、「外部からほしい支援」として勉強のサポートという回答が最も多いという。このような要望に応えるために本事業では、児童養護施設等に入所している中高生たちを対象に学習ボランティアによる家庭教師派遣を行った。

福祉課題を抱える児童養護施設等の入所者も多く、学習ボランティアには、学習指導方法以外に、子どもたちへの接し方についても十分に理解してもらうことが必須である。そのため、学習ボランティアへの説明会や面接、ボランティア同士の交流等のボランティアのフォロー・管理体制を構築した。

児童養護施設への学習支援と学習ボランティアの確保、定着支援をともに進めていくことで、増えつつあるニーズにも幅広く対応し、現在、東京都・神奈川県の15か所の児童養護施設を対象に事業を展開している。

また、このような児童養護施設への学習支援については、平成28年度より厚労省で予算化された。先駆的に取り組まれてきた本事例は、今後、他地域のモデルとして普及・拡大していくことが期待される。

《まとめ》

社会のつながりが希薄化している中、家庭や地域での孤立感の解消や、産後直後の母子に対する心身のケアなどが、事例にみるように「支援ボランティアの派遣」、「子どもの預かり」、「訪問による支援」、「相談」等、様々な方法により、きめ細かく対応し、見守りができる体制がつくられていた。これらは、虐待につながる可能性のあるリスクに未然に対応したり、軽減する策として、高く評価された。

児童虐待防止において、成果のあった事例に共通していることは、地域の子育てに関わる行政、医療機関、子育て支援センター、子育てのNPO等との幅広いつながりにより事業が進められ、必要に応じて情報の共有が適切になされていたということである。

いずれの事例も妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を目指したものであり、行政が実施する支援の隙間において、リスクの軽減を図った事業であり、子育て世代に対する地域の一資源となるものであった。

また、子育て世代に対する包括ケアにおいては、医療機関、保健師、児童相談所等、専門職や機関が重要であり、専門性を活かした実践にも注目し、モデルとなる取り組

みを発掘していくことも、公的助成であるWAM助成の役割の一つである。

児童養護施設等の退所後の自立支援においては、中途退学や短期間で離職してしまった場合でもリトライできるよう、居場所づくりや見守りの支援の仕組みづくりが、児童養護施設等のアフターケア事業として制度化されている。しかしながら、施設入所児童への支援が中心となり、必ずしも十分に実施できていない。このような現状に助成先団体の活動では、児童養護施設等と連携し、生活支援や相談に応じるなど心の拠り所となる居場所づくりが推進されていた。今後も引き続き、同様の取り組みを発掘し、積極的に支援をしていく必要がある。

昨今の我が国における急速な少子化の進行や家庭及び地域を取り巻く環境の変化を鑑みれば、子育てについての一義的な責任は父母その他の保護者が有しつつ、子どもは社会の未来であるという視点に立っている。そのため、家庭、学校、地域、職場など社会のあらゆる分野の全ての構成員が協力して一人一人の子どもの健やかな成長を支援していくことが重要とされ、NPO等の民間活動への期待は今後も大きくなっていくものと考える。

エ 貧困・格差対策に関する事業

《現状と課題》

生活保護の受給者数は、平成23年に過去最高となって以来、引き続き増加傾向にある。その要因としては、就労による経済的自立が容易でない高齢者世帯等が増加するとともに、厳しい社会経済情勢の影響を受けて、雇用形態の変化や失業等により生活保護に至る世帯などが急増していることなどが考えられる。また、非正規労働者、引きこもり、ひとり親家庭等、生活に困窮するリスクの高い層も増加しており、生活保護受給に至る前の段階にある生活困窮者の就労・自立の促進も重要となっている。

平成27年度から施行された「生活困窮者自立支援制度」においては、地域のネットワークの構築、生活困窮者の早期発見や包括的な支援が目的となっており、制度の定着・普及に向けて地域の資源開発や拡充が求められている。

また、子どもの貧困対策については、生活困窮者自立支援制度において、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援の実施なども積極的に進めている。さらには、官公民の連携等によって国民運動として展開していく必要があるため「子供の未来応援国民運動」を立ち上げ、推進していくこととされている。これらの着実な推進のためにも、民間ならではの取り組み、行政と連携した取り組みのそれぞれが必要とされている。

《成果が見られた事例》

ー地域の中で生活困窮支援した仕組みー

地域での自立生活において、家計管理サポートを含む包括的な支援の実績が認められ、生活困窮者自立支援制度の事業者として受託につながった事例

【特定非営利活動法人ささしまサポートセンター】

包括的に路上生活者や生活困窮者を対象にシェルターを提供しているが、生活の再建には家計管理等が一つの大切な要素となっていることから、家計管理サポート支援や相談活動、居場所づくりを行った。

25年度事業
フォローアップ調査
資料編 P33

この自立に向けた包括的な取り組みは、生活困窮者の自立支援に必要なものであると市に認められ、これまでの委託事業に加えて新たに市からの委託を受け継続している。

路上生活者等を対象にシェルターでの一時支援から就労支援まで自立に向けた継続的な支援を実現した事例

【のわみ相談所】

路上生活者に対し、助成事業ではシェルターを開設し、交流サロンでの相談活動、就労・生活支援としてのカフェ、レストラン、リサイクルショップ、便利屋の運営を行い、個々の能力を活かした自立と社会復帰支援を行う伴走型支援を実施した。

23年度事業
フォローアップ調査
資料編 P34

障害やグレーゾーンの利用者の方、刑余者、虐待から緊急避難してきた人などを幅広く受け入れ、シェルターで住まいを提供し、就労支援まで支援対象者に寄り添った支援を実現させている。

**フードバンクを活用し、社会参加の場づくりや就労訓練前の支援を行うとともに
一般市民の協力を得ながら、生活困窮者を支え合う仕組みづくりに取り組まれた事例**

【特定非営利活動法人とちぎボランティアネットワーク】

フードバンクによる緊急的な食料支援にとどまらず、生活困窮者の福祉課題を整理し、フードバンク拠点を活用して自立に向けた就労前支援を展開した。

26年度事業
資料編 P5

フードバンクの支援対象者でもある生活困窮者が、食品の仕分け等でボランティアという立場で役割を得たことで、自己有用感を高め、自立、就労に向けた意欲を生み出す効果があった。地縁、血縁、職場縁など様々なつながりがきれ、孤立状態にある生活困窮者が多いといわれるが、本事例では、「居場所」を提供して縁を再び紡ぎ直そうと取り組まれた。

また、フードバンクへの食品の寄贈などを通じた市民参加を積極的に促すことにより、市民の互助の必要性を認識させ、その仕組み作りに寄与する取り組みであった点からも高く評価されている。

**社会資源がまだ十分でない、高校中退、引きこもり等の若者の居場所づくりや
就労に向けたソーシャルスキルトレーニングなどの生活支援を行った事例**

【特定非営利活動法人いまから】

高校中退、引きこもり等、定職についていない若者等の居場所をつくり、学習支援や生活支援などの事業を幅広く展開した。

26年度事業
資料編 P35

学校を退学したり、離職してしまうと、再度やり直す機会やその支援は少なく、生活が困窮する若者が多い。こうした若者を早期に支援し、若者の状況をみながら、再スタートに向けた支援を行っていた。本事例は、児童相談所の紹介から受け入れを行うなど地域の社会資源の1つとして定着しつつある取り組みとして評価されている。

ー子どもの貧困対策ー

助成事業を通じて子どもの居場所機能を持ち合わせた学習支援拠点を拡大した事例

【特定非営利活動法人Kacotam】

札幌市内の4か所の拠点において、小学1年生～高校3年生を対象に大学生や社会人による学習支援を展開した。勉強を教えるだけでなく、子ども達との関係づくりが大切にされ、拠点にいくことができない子どもを対象にした訪問型の学習支援も実施した。学習習慣の定着が難しいという課題を抱えている子どもが多いが、学習意欲の向上、学習習慣の改善につながり、ひいては志望校合格、不登校の子どもが再び登校が可能になったケースも成果として確認されている。

26年度事業
資料編 P36

学習支援については、生活困窮者自立支援制度のメニューの一つとして制度化された。しかしながら、当該市においては1か所しかなく、十分に支援が足りている状況ではないことから事業を立ちあげた。また、行政においてはその要件に、生活保護世帯やひとり親家庭などの条件がある場合も多い。本事例では、そうした行政の条件には当てはまらない生活困窮家庭に幅広く支援を実施し、また社会性なども養う場とし

て機能している。

子どもを核とし、保護者や家庭を対象にした包括的な支援を実現した事例

【子どもと家族の相談室 寺子屋お〜ぷん・どあ】

貧困、家族機能の不全、虐待、精神疾患、地域社会からの孤立など、安心・安全な居場所、教育環境が保障されていない子どもに対し、学習支援や社会生活体験、ナイトサービスにより、子どもだけではなく保護者も含めた家庭支援を行った。

保護者や家庭が抱える課題を解決しなければ、子どもの安心・安全な居場所は実現できないことから、学習支援を通じて子どもたちに関わると同時に、そこから見えてくる生活課題、家族の抱える福祉課題についても支援することで貧困の連鎖を予防しようとして取り組まれた。地域の様々な機関と連携し、子どもを核とした家庭支援が展開され、子どもの貧困に対応する包括的な支援の事例として全国の参考に資する事業として大変高く評価されている。

26年度事業
資料編 P7

夜間サテライト拠点として子どもの居場所づくり、学習支援、食事支援を展開した事例

【特定非営利活動法人西淀川子どもセンター】

児童虐待防止を目的に子どもの健全育成に携わってきた中で、子どもが安心できる居場所の必要性を感じたことから、夜間サテライト拠点として子どもの居場所づくり、学習支援、食事支援を行っている。

経済的な理由を問わず、虐待や両親の離婚等により、子どもの生育や学習に必要な環境が十分でない子どもたちの心の拠り所となる居場所として役割を果たしている事例である。地域の中で、子どもを通じて見え隠れする生活困窮のリスクに対応し、ひとり親、貧困家庭などの子供の夜間学習や生活支援等を通じて、児童虐待の防止や子どもの貧困の連鎖を予防する支援に貢献している。

助成事業で行った子どもの居場所事業から、学習支援、食事支援などその支援メニューを拡大しつつ、事業を発展させ、今年度は地元の区で予算化され事業を継続している。

23年度事業
フォローアップ調査
資料編 P37

《まとめ》

生活困窮者自立支援制度が施行され、制度の普及・定着が求められる中、本事例にみるように生活困窮者に寄り添った継続的な支援が展開されていた。また、自立した後も地域生活が定着することを目指した継続的な支援も、制度の下支えとしての民間ならではのきめ細やかな支援として展開されていた。フードバンク等を通じた地域の支え合いの取り組みは、病気や失業などで誰もが直面する可能性のある生活困窮の問題を地域で互いに助け合う「互助」の仕組みとなり、民間のセーフティネットにもなりえる可能性が見られた。

生活困窮者自立支援制度においては、自立相談支援事業を中核にしながら、任意事

業の活用や他制度との連携により、本人の状態に応じたきめ細かい支援を実施することが重要とされている。

昨今の労働環境の変化もあり、従来の生活困窮者施策が主に対象として路上生活者や日雇い労働者など壮年男性が多かったことに比べ、昨今は定職につけない20～30代の若い世代や、女性の数も増えるなど、支援対象者の多様化が見られる。また、こうした支援対象者はなかなか顕在化しにくいことも指摘されている。困窮問題が深刻化する前に対応できるよう幅広い視点でリスクをつかみ、その支援につなげていく必要がある。

一方、「障害があること」、「壮年の引きこもりと老親の地域の孤立」、「難病患者・がん患者の就労支援」など、経済的な理由だけではない複合的な問題に起因する困窮といったケースも昨今見られるようになり、従来の困窮者支援策だけに留まらない分野横断的な幅広い視点で課題に取り組むことが求められている。

また、地域によっては少子化や高齢化による人口減少という深刻な課題を抱え、地域の福祉サービスのより効果的・効率的な提供が求められている場合もある。そのため、地域の中で狭間のニーズを掬いとり、他機関・関係者と連携した社会資源の開発を図っていくこと、またそれらに対応できる人材を育成し、全国にそのノウハウを広げていくことが今後強く求められていく。さらには、制度の下支えとなる地域住民相互の支え合い等のインフォーマルな支援の創出は今後より求められてくるだろう。

子どもの貧困対策においては、社会的な認知も進みつつある。子どもの貧困につながる福祉課題に着目し、地域で安心できる子どもの居場所を確保し、その上で子どもを核とした家庭支援が展開されている事例など、他の地域の参考にもなる先駆的な取り組みが見られた。いずれの事業においても、学習支援だけにとどまらず、子どもの成長や自立に必要な知識や経験、社会性を身に着けるような取り組みも併せて行われており、民間ならではの温かみのある展開がなされていた。

また、学習環境が保障されていない子どもに対する学習支援については、生活困窮者自立支援制度において制度化されたものの、行政の取り組みだけではニーズに対応しきれおらず、行政のサービス要件から漏れてしまうぎりぎりの状態で耐えしのぐ制度の狭間にある困窮家庭もある。また、軽度の発達障害や外国にルーツを持つ子どもなども、子どもの学習環境が保障されているとはいえず、個別的な支援が必要であるといえる。制度の普及定着に加え、こうした制度では対応しきれない部分へ柔軟に対応し支援していくこともWAM助成には求められている。

オ 先駆的・独創的な取り組みをしている事業

－独創的な事例－

公的支援が少ない難民申請者を対象に緊急シェルターから自立生活まで 包括的な支援を展開した事例

【特定非営利活動法人難民支援協会】

日本に住む難民（難民申請者、庇護希望者を含む）は公的支援が限られているため、その多くが困窮している。シェルターの運営により難民の緊急時の安心・安全な場所を確保するとともに、言語の壁などにより自分が難民であることさえ説明できない難民申請者に法的支援を行った。また、難民認定後や、難民認定までの数年間、難民自身が経済的に自立できることを目指した就労支援や医療機関への同行等の生活支援を行った。

26年度事業
資料編 P1

日本に住む難民への公的支援が少ない現状において、当団体の取り組みはシェルターという緊急時の対応から出口支援としての就労支援までの寄り添い支援を実現させた。また、それらを他の地域で活動する団体と共有することで、全国の難民支援の質の向上に貢献し、高く評価された事業であった。

小児がん拠点病院等の下支えとなる滞在施設の専門性を明文化し、 全国の滞在施設運営団体と共有した事例

【特定非営利活動法人ファミリーハウス】

小児がんや難病により長期入院が必要な際の家族の経済的・心理的負担の軽減をはかるための滞在施設が全国の様々な団体により運営されている。滞在施設は、家族の宿泊施設という機能にとどまらず、患者家族への寄り添いも重要となる場合も多い。助成事業では、これまで行ってきた実践を基に専門家の協力を得ながら、スタッフに求められる基本的なマインド・スキル・知識を整理し、ハンドブックを作成するとともに全国の滞在施設と共有した。

26年度事業
資料編 P38

小児がん拠点病院等の医療政策的観点から患者家族の長期滞在施設の重要性は高まっているが、滞在施設の設置の明確な基準やスタッフの専門性について明文化されたものがない。このような現状に対し一石を投じた事業であり、今後ハンドブックの活用による更なる専門性の構築とスタッフへの共有や継承が期待される事業であった。

－先駆的な事例－

介護や医療が必要になっても住み慣れた地域で生活が維持できる仕組みを実現した事例

【特定非営利活動法人ホームホスピス宮崎】

介護や医療が必要になっても住み慣れた地域で生活が維持できるよう、また最期を自宅に近い環境で過ごしてほしいという思いから、ケア付きの「かあさんの家」を運営している。ここでは、自宅ではないもう一つの家という理念のもと、看護師や介護福祉士等の専門職とボランティアや地域住民などの協力の基に“ホームホスピス”を

23年度事業
フォローアップ調査
資料編 P39

展開している。

助成事業では、「かあさんの家」の運営とともに“ホームホスピス”の浸透・充実に向け、関係者への人材研修を行った。

助成事業終了後、本事業は宮崎市によるホームホスピス支援事業として、制度化された。

一般に日本のホスピス（緩和ケア）は、がんやエイズの末期にある人を対象としているが、がんに限らずあらゆる病気や障害をもって生きる困難に直面している人とその家族を“ホームホスピス”ではケアの対象にし、住まいを中心に医療や介護、予防そして生活支援が一体となったケアの提供にとどまらず、構築のためのノウハウやその成果を可視化し、全国へ発信している先駆的な事例であった。

避難所において、福祉的支援を担う人材の育成を行った事例

【特定非営利活動法人レスキューストックヤード】

避難所における震災関連死を軽減することを目的に、医療や福祉の視点を持ち、最低限度の対処する技術を身に付けた地域住民を増やすために、体調不良者の早期発見や避難所環境の早期改善につなげていくための人材育成を目的とした研修会の開催とハンドブック作成を行った。

避難所においては、障害者や高齢者などいわゆる災害弱者への対応に必ずしも十分な人手を確保できる状況ではなく、避難所運営においては避難者である住民の協力は欠かせない。本事例では、阪神淡路大震災以降のこれまでの度重なる災害での避難所運営のノウハウを多様な関係者からの聞き取りや自団体の支援経験に基づき取りまとめ、共有できるように具体的な実践事例を分かりやすく明文化した。防災に対する意識が全国的に高まりつつあるが、避難所運営という視点で住民の互助の取り組みを意識づけた点は先駆性があり、有効的な取り組みであった。

26年度事業
資料編 P40

カ 課題のみられた事例

当初計画に沿って事業は実施されていたが、事業目的となっていた課題からのアプローチが十分でなかった事例

【S県, 社会福祉法人】

食事を一緒にとること等を通して、認知症者とその家族の健康を向上させるとともに、地域で認知症者とその家族を支える仕組みを構築するという事業であった。しかし、最終的な目的であった「認知症者やその家族を地域で支える仕組み」の構築に必要である認知症者の状況把握等が不十分であり、手段であった食事を一緒にとる等の活動に傾倒していた事例。認知症者と一緒に食事を用意するというプロセスや、地域ボランティアの役割や関わりを明確にし、強化させる等、支援対象者が地域で暮らせるための仕組みの構築という点からの活動の確認が望まれた。

【対応】

最終的な目的を常に意識しながら、活動を組み立てた上で進め、かつ成果のまとめを行わなければ、このように活動そのものの印象が残るだけの結果となってしまう場合がある。

事業を進めるにあたって気になる点が見受けられた場合は、事業目的を踏まえた活動になるように改善策を求め、適切な助言指導を行うことが求められる。

事業実施のプロセスや目的としていた支援対象者に対し、目指した効果がもたらされているかの検証が不十分だった事例

【S区, 特定非営利活動法人】

本事例は、被災により傷ついた子どもたちの運動不足やストレス解消を目的として、自然体験等を実施する事業であった。しかし、対象とすべき子どもをどのように選定したかというプロセスや実際に参加した子どもの属性の分析、参加したことによる変容等が十分にまとめられていなかった。

【対応】

支援対象者を分析し、その変容を確認することは、助成成果を確認するための重要な要素であるため、その視点が不足してしまうと助成成果が不明瞭となってしまう。

助成成果の確認方法やその明文化については、機会を設けて行っている助成事業の進捗確認や、日頃より行っている助成先との相談等において適切に助言することが求められる。

イ 助成事業実施により連携が拡大した事例

地域の同じ課題を共有する団体と連携し、課題解決力の向上を実現した事例

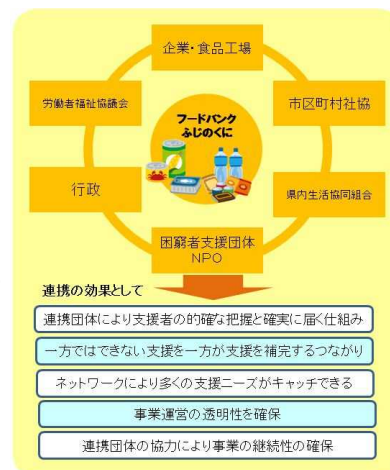
【特定非営利活動法人フードバンクふじのくに】

民間によるセーフティネットを構築することを目的に、静岡県下の各地の福祉事務所や社会福祉協議会、生活困窮者支援団体などと連携を結び、食料品の支援が必要な家庭へ届ける仕組みの構築を静岡県内23市町村で実現させた。

26年度事業
資料編 P9

フードバンクを運営する当団体を核として、生活困窮者の相談窓口など支援者のニーズが把握しやすい行政や社協、フードバンクの運営の支援者として食料を寄贈する食料品企業、フードドライブ等を通じた一般市民、生活困窮者支援を行う地域のNPO団体等、県内の多様な社会資源を活用し、複数の団体がネットワーク化を図った。官民協働により、支援対象者の把握から確実に届けるまでの食のセーフティネットが構築された。

連携による効果として、ニーズ把握が拡大するとともに対応力も向上していることが、事業評価で明らかとなった。



全国のネットワークを活かし、専門職が連携し「災害リハビリテーション」の普及・推進を行った事例

【一般社団法人日本リハビリテーション病院・施設協会】

災害時にDMATやJMAT等による緊急対応以降、長期化する避難生活において人々の生活機能、健康維持が求められる。そこで、大規模災害に対して組織的なリハビリ支援が適切かつ迅速に実施できるよう、平時より専門医療スタッフと行政などの橋渡しを行い、非常時には被災地のニーズに沿った実効性のある支援ができることを目的に、「災害リハビリテーションコーディネーター」を各都道府県に養成した。

25年度事業
フォローアップ調査
資料編 P43

約20都道府県でコーディネーターを中心とした仕組みが組織化され、本取り組みを通じて災害リハビリテーションの重要性の認識も高まり、「国土強靱化アクションプラン2015」において、災害時のDMATによる救急救命を引き継ぎ、DMATやJMAT等と連携したJRAT（大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会）による災害支援の必要性が明文化された。

災害リハビリテーションの必要性を全国に普及・充実を図るために、本事例では各都道府県の核となる人材を養成し、その人材が構築するネットワークによって、情報交換やノウハウの共有が進み、その後の組織化が進められた事例であった。



ウ 制度化・モデル化につながった事例

ーモデル事業化ー

生活困窮者の就労支援モデルを構築し、全国へ発信するとともに制度構築に貢献した事例

【特定非営利活動法人抱樸】

助成事業では、就労に必要な生活自立や社会的自立に困難を抱えている若者を対象にした惣菜製造事業所「笑い家」を開設し、就労訓練を実施した。ここでは、一般企業への就労を目指すステップアップを前提とした就労前訓練と、社会参加に重きをおく福祉的就労を設け事業を実施した。地域の企業の協力も得て対象者の状況を見ながら、一般就労へつなげる支援スキームも確立した。

助成により就労支援事業所を立ち上げた翌年度は、生活困窮者自立支援制度のモデル事業として実践を重ね、生活困窮者自立支援制度が施行された今年度以降は就労訓練事業として事業を継続している。

一般就労ができなければ生活保護を受給するというこれまでの選択肢に対し、本人の状況に応じて、就労の機会を提供しつつ、就労に必要な知識、訓練、生活支援並びに健康管理の指導等を行う取り組みをモデルとして提示し、新たな選択肢を作った。また、本事例による取り組みを広く発信することで、生活困窮者自立支援制度の構築に寄与した。同制度施行後には、制度の普及や実践から見えてくる課題等の発信を継続しており、全国を先導するモデルとしても継続されている。

25年度事業
フォローアップ調査
資料編 P44

子どもの貧困に先駆的に取り組む団体として政策提言を行い、関係機関とノウハウを共有し、同様の取り組みを他地域へ拡大・普及した事例

【特定非営利活動法人キッズドア】

被災地では、転居や失業等により生活困窮に陥るケースも多く、子どもも十分な学習環境が確保できない場合も多い。生活困窮家庭への学習支援を行ってきた当団体は、貧困の連鎖を予防するための学習支援を行うとともに、ひとり親家庭への支援を行う団体と連携し保護者への相談会の開催、フードバンクを活用した食糧支援など、包括的な支援を実現した。

この仙台市での取り組みがモデルとなり、中高生の人口流失の激しい南三陸町に同様の取り組みを拡大すべく宮城県震災復興担い手NPO等支援事業として引き続き事業を展開している。また、本事例によるひとり親家庭や食料支援等の包括的な支援の展開手法について、被災地だけではなく、全国に普遍的に広めていけるものであるという確信のもと福岡県など他地域の団体にもネットワーク化を進めている。さらには、内閣府「子どもの貧困対策に関する有識者会議」の構成員や「一億総活躍社会に関する意見交換会」へ出席し、本取り組みを強く発信続けている事例である。

25年度事業
フォローアップ調査
資料編 P45

ー制度化ー

**子どもを核とした包括的支援の仕組みをつくり、
その実績が認められ市で制度化した事例**

【子どもと家族の相談室 寺子屋お〜ぷん・どあ】

助成事業では、貧困、虐待、家族関係の悪化などにより地域社会から孤立し、安心・安全な居場所や教育環境が保障されていない子どもを対象にした学習支援や社会生活体験、ナイトサービスを行うとともに、保護者や家庭を対象にした支援を包括的に行ったものである。

助成事業での実績を通して、子どもの貧困対策においては、子どもへの支援だけではなく、課題の根底にある家庭支援を展開する必要性が認識され、助成事業の翌年度以降は、静岡市において本事業が制度化され、予算措置し事業を継続している。

26年度事業
資料編 P7

**医療的ケアが必要な重症心身障害児・者の地域生活を支えるための体制を作り、
他県のモデルとなった事例**

【長野こども療育推進サークルゆうテラス】

助成事業で構築したネットワークは、高度医療機関に入院している医療的ケアが必要な子どもたちを地域で療育するために圏域ごとの「医療・福祉・教育・行政」のネットワークの頂点に、重症心身障害児者地域コンダクターを置く構造となっている。重症心身障害児者には、介護保険制度におけるケアマネージャーのような支援者がいないため、このコンダクターが担う職種や行政区分を超えた支援資源の状況把握やコーディネート及び指揮は、家族にも支援者にとっても、地域療育に移行する際の画期的な支援となる。

圏域ごとに設置されているほとんどの療育部会（自立支援協議会内に設置）では、地域特性を踏まえた医療的ケアが必要な子どもたちの地域療育の実例把握や対応策検討の際に、重症心身障害児者地域コンダクターからの意見を取り入れることとしており、助成事業で構築されたネットワークは長野県内における療育支援の事実上のシステムとなった。

また、長野県と隣接している岐阜県は、このシステムをモデルとし、在宅の重症心身障害児者への支援にかかるコーディネートや相談を担う機関を開設した。

26年度事業
資料編 P11

**精神障害者の雇用促進・定着を目的に雇用サポート管理システムを構築し、
モデルとして大阪府に採用された事例**

【NPO法人大阪精神障害者就労支援ネットワーク】

精神障害者は適切な状況管理と支援があれば、長く働き続けることが可能であり、実際企業の戦力として活躍している人も存在している。しかし、精神障害の知識や理解の不足から精神障害者の雇用に対する企業の理解は進んでいない。

そこで、本事例ではインターネットを活用した雇用サポート管理システムの構築に取り組んだ。これは、当事者と職場担当者が、日々の状況を毎日入力することで、支援団体、企業、精神障害者自身の3者が「不調徴候のキャッチ」「タイミングを捉え

25年度事業
フォローアップ調査
資料編 P46

た適切な配慮」「支援機関との情報共有・連携」などの基となるデータをリアルタイムで確認できる仕組みとなっている。当事者は、迅速で適切な配慮がうけられるため、安心感を持ちながら、就労を継続することができた。また、企業側も、医療福祉の専門家から迅速なアドバイスを受けながら適切な対応ができるため、雇用継続に対する不安を軽減することができる。

助成期間中に、全国10企業で30名の当事者を対象としてシステムの試験的運用を行った結果、2名が就労に結びついたという成果もみられた。

このシステムの有用性を評価した大阪府は、平成30年度に控えている精神障害者雇用の義務化にも対応するためにも、助成翌年度から「精神障害者雇用管理普及事業」として、このシステムを活用した障害者の雇用管理に取り組んでいる。

エ 助成事業が自立し、新たな展開を行っている事例

教育的視点と福祉的視点をふまえた学習支援を行ったノウハウを活かし、 近隣地域を含めたネットワークへ拡大している事例

【特定非営利活動法人みよし子育て・学び支援あすなろ】

本事例では、生活保護家庭の子どもだけではなく、ひとり親家庭、福祉や教育的課題を抱える子ども、社会的居場所を失っている子どもを対象に学習支援を行った。また、学習支援に加えて、川の環境美化活動などを通じた住民の一人としての地域でのつながりや居場所づくりなども積極的に進めた。子どもの教育の機会均等を図る取り組みが高く評価されたほか、過疎化、少子化が深刻な地域において若者定住という地域再生の側面からも地域の関係機関が一体となった事業実施も評価されている。

助成事業では、これまでの学習サポートから、学校や行政とともに、福祉的支援の必要がある子どもや家庭への支援も併せて実施できるようになり事業の認知度と地域の理解も大きく進んだ。助成事業は、講師の指導料や教材費となる利用料を家庭の状況に応じて徴収しながら、継続している。また、同様に若者の都市への流出や社会資源の不足を懸念する近隣市町村からも本取り組みのノウハウを求める要望も多く、広域的なネットワーク構築による事業推進を図っている。

25年度事業
フォローアップ調査
資料編 P47

発達障害や児童虐待などの課題を抱えた子どもや家族支援へ、ホスピタル・プレイ活動を応用させ事業を発展した事例

【特定非営利活動法人ホスピタル・プレイ協会 すべての子どもの遊びと支援を考える会】

病児や障害児など遊びを通じた自己発見や社会経験の機会が十分に保障されていない子どもや家族を対象に助成事業を行った。遊ぶ力を引き出すことで他者との協調や自己表現の機会をつくるホスピタル・プレイの活動を踏まえた「遊育支援」や、保育士等の支援者を対象とした「ホスピタル・プレイスペシャリスト養成講座」の実施等を通じ、ホスピタル・プレイの社会的認知の向上と人材育成にも取り組んだ。

助成金で作成した事例集を教材として活用し、養成講座は参加費収入、「遊育支援」は助成金の活用等により事業を継続させている。助成事業を通じて行った「遊育支援」は、被虐待児や発達障害等の特別なケアが必要な子どもに対しても有効であることが分かり、現在は県の委託により対象を広げ取り組んでいる。更には、児童相談所と連携し、一時保護状態の子どもを対象とするプレイセラピーや、里親里子の関係回復時にも活用される等、新たな展開が見られている。

今後も医療機関や福祉施設、学校等との更なる連携による専門的な「遊育支援」の広がりが期待される。

25年度事業
フォローアップ調査
資料編 P48

オ 助成事業を通じて団体のステップアップにつながった事例

助成事業を通じて、事業を企画・管理するPDCAサイクルを団体に定着させ、事業化を実現させた事例

【特定非営利活動法人ココCOLORねっと】

助成事業では、主な対象者を高齢者や子育て家庭とし、住民同士で、介護保険や行政のサービスでは対応できない家事や外出等の日常生活の困りごとを助け合う仕組みを構築した。

この活動は、生活支援を希望し参加している住民であっても身体状況や経験等により得意な分野があれば支援スタッフとして活動に関わることで、住民の互助機能を高めていた。また、助成事業応募から事業完了、事業評価等、助成事業にともなう事務手続きを、活動の方向性や進捗確認の好機ととらえ、連携団体とともにPDCAを日常的に実施していた。

これらにより、組織のガバナンス等も自然と強化され、信用も高まった。地元住民のニーズ等を知りたいという行政からの要請に応じ住民のニーズや課題を代弁するという役割も担うようになるとともに、行政からの事業委託にもつながっていった。

26年度事業
資料編 P49

助成事業を通じて活動領域の拡大にはずみをつけるとともに、多くの人が団体に関わるようになり、組織の活性化につながった事例

【一般社団法人長崎市ひとり親家庭福祉会】

助成事業では、ひとり親家庭の福祉的支援の情報を一つにまとめたハンドブックを作成し、支援スタッフを養成することで、仕事が忙しくて行政の相談窓口になかなか行くことができず、悩みを抱えるひとり親家庭を支援した。ハンドブックの作成やその後の活用は、支援スタッフの支援スキルの向上にもつながった。

当団体は、これまで母子家庭を中心とした活動であったが、社会のニーズの変化に対応し、父子家庭にも支援対象を広げ事業展開を試みている。本事業はその転換期の事業の一つであり、本事業を通じて行政や関係機関との密な関係が構築された。また、育成した支援スタッフを含め、これまでより多くの者が事業へ関わるようになり、理事会での議論が活発化した。その結果、ひとり親家庭の支援施設の指定管理を県から受けるなど、組織基盤を強化させるに至った。今後更なる事業の展開が期待される。

25年度事業
フォローアップ調査
資料編 P50

カ 課題のみられた事例

参加者数の不振に対する改善策が不十分で、事業効果の確認がしづかった事例

【I 県, 特定非営利活動法人】

高齢者や子ども等が気軽に世代間交流できるカフェを実施し、地域のつながりの強化を図る事業であったが、支援対象者である参加者を集められず、有効な改善策(開催場所・募集広報・運営方法等の見直し)を講じることも不十分で、開催を重ねても参加者人数は伸び悩んだままであった事例。

目的となっていた助成効果が確認できない結果となった。

【対応】

計画に沿った参加者数を確保することは、事業目的の達成という点においても重要な要素である。かつ、その部分が不足してしまうことで助成金の効果が被支援者に有効に活用されないことは望ましいことではない。

日頃より、事業不振となっている事業に対しては注視を欠かさず、団体と有効な事業計画変更を協議した上で事業改善を図っているが、今後も引き続き注視を続け、助成金の有効活用に努める。

助成事業と行政からの委託事業との区分が不明確であったため、当該部分が助成対象外となった事例

【H 県, 特定非営利活動法人】

地域コミュニティの再構築を図るためにカフェを実施した事業であったが、行政からの居場所づくり事業の受託と、期間及び場所等が重複していた事例。

団体は、事業目的が異なっているために問題は生じないものと認識したままで事業を行っていたが、明確に経理を区分することができなかったため助成対象外として経費査定を行った。

【対応】

助成金を有効に活用できないことは、団体が事業を進めることにおいても、WAM助成においても改善が求められるところである。

助成対象経費については、応募時から助成事業期間を通じて事務説明会や手引き、個別相談等で説明を行っているが、今後も引き続き注意喚起・周知に努める。



4. まとめ

(1) 本年度の事業評価を振り返って

平成27年度に実施した事業評価では、平成26年度助成事業の評価結果やフォローアップ調査結果を含め、現行の制度ではなかなか行き届きにくい福祉課題に対応した先駆的な取り組みや、地域の実情を踏まえたきめ細やかな取り組み等の助成事業の成果を確認することができた。

東日本大震災で被災された方等の支援においては、時間の経過とともに一層個別化・複雑化するニーズに対して、民間ならではのきめ細やかな温かみのある活動で個別性の高い支援を実現するとともに、高齢者やひとり親家庭など、自ら支援を求めることが難しい人々への支援やその後の見守りによるフォローアップも行われていた。集中復興期間が終わろうとしているが、災害復興公営住宅や新たな転居地での孤立防止、真のコミュニティ形成はまだまだこれからといっても過言ではない。

また、沿岸部の高齢化や人口の流出、福島原発の事故等の影響により長期化する避難生活において、震災前にあったコミュニティに戻すだけではなく、時間の経過とともに変化してきた生活スタイルや家族の変化にも目を向けた支援策の展開が求められる。そのためには、「支援をする・される」という関係ではなく、主体的に関わり、「共に」コミュニティ作りを実現することが、今後求められる活動の姿であり、息の長い活動になっていくのではないかと考える。

さらには、これまでの被災者支援の実績を活かし、昨今頻発しているような大規模災害の際に、民間ならではの柔軟性やネットワークを十分に活かし、迅速に対応できるようなWAM助成制度の支援のスキームも公的助成として必要だろう。

孤立防止の分野においては、同じ課題に直面し、共感する人同士の支え合いが、事業継続の面からも有効に寄与している事業が多く見られた。

特に、地域包括ケアシステムの一端を担う地域づくりが求められる中、各地域の実情に応じた多様な取り組みが見られた。また、認知症やその家族に対する支援、障害者の地域移行においても、その実現に必要な医療機関、福祉施設、行政、地域住民の繋ぎ役となり、地域で展開されていた。

今後も、地域包括ケアシステムの構築に向けた在宅医療や介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの充実・強化に資する取り組みについて、WAM助成が民間や市民の側の動きのテコ作用を担うことで、その充実や強化を図っていくことが重要といえる。

児童虐待防止の分野においては、妊娠期から出産、子育て期までの切れ目のない支援の実現を目指し、子育て支援NPOによる見守りや、助産師や保健師など専門職による母親の不安軽減に寄り添った活動、現行の制度では対応しづらい母親のニーズへ

の柔軟できめ細やかな対応など、地域の実情に応じた様々な展開が見られた。

さらには、児童養護施設等を退所した後の社会的自立に向けた支援は、全国的にみても、まだ支援が十分ではない。助成事業では、子どもの自立の歩みに寄り添った支援や、離職などにより悩みを抱えた場合でも、対応ができるような継続的な支援が実現された事例が見られ、今後もこうした活動が広がっていくことが求められる。

WAM助成では、地域の「草の根」団体による活動から、保健師や助産師等の専門職の知見を活かした取り組みまで幅広く支援している。今後は地域のきめ細やかな活動を充実するとともに、制度の隙間等、行政サービスが行き届かない課題を専門職の協力を得ながらより一層進めていくことが必要と考える。

貧困・格差対策においては、平成27年4月より生活困窮者自立支援制度が施行され、新制度の普及・定着に向けて、民間活動の側から補完するような事例や、これから本格的に国全体で取り組んでいく子どもの貧困対策における先駆的な事例もみられた。いずれの事例においても、生活困窮者支援の方向性として我が国が目指す自立までの継続的な寄り添い支援の実現や、家族が抱える問題やその他の福祉課題を幅広く捉えた事業展開であった。

また、生活困窮者の自立支援には、居場所づくりを通して人とのつながりを作り、地域生活の定着を目指した継続的な支援や、誰もが直面する可能性のある生活困窮の問題を地域住民が互いに助け合う民間ならではの取り組みも生まれ、今後は地域の実情に応じた更なる生活困窮者支援の充実に取り組んでいく必要がある。

さらに、重点助成分野以外においても、障害種別や世代、課題別などの垣根を越えた分野横断的な取り組みがあった。加えて、連携やネットワークづくりによって地域内の課題解決力が増したものの、各地の取り組みを共有し事業を進めていくことで、全国的な底上げにつながった事例も見られた。そして、地域に必要な取り組みと認知され、翌年度以降は補助金運営になるなど、制度化に向かった事例や、取り組みの有効性を認められ、そのノウハウを基にモデル事業化され、他地域に広がる事例も見られた。WAM助成の目指す、民間活動団体の支援を通じた地域で助け合う仕組みとなる社会資源づくりに効果があったものと思われる。

そして、これまで見てきたいずれの分野においても共通していることは、福祉課題のますますの複雑化と、そうした課題に対応できる柔軟できめ細かな実施体制が求められていることである。連携団体とともに包括的に課題解決に取り組むことや、入り組んだ課題ごとに的確に対応できる機関へつなぐことが重要となってくる。現在、WAM助成では、支援対象者ごとに助成分野やテーマを設けているが、昨今の福祉課題の複雑化に対応していくには、縦割りの分野に捉われない横断的なテーマ設定を行うなど、支援の枠組み自体の見直しなども今後は必要となってくるだろう。

WAM助成では、このような課題の複雑化に対し、制度だけでは対応が難しい部分に届くような民間の創意工夫ある取り組みが展開され、その活動が根付くように支援

するとともに、他地域にも参考となる先駆的な取り組みを広く全国に普及させることなどを通して、諸外国に例を見ないスピードで進む高齢化や人口減少などに伴って深刻化していく課題に対応できるよう取り組んでいくことが求められる。

（２）今後のWAM助成の充実に向けて

これまでに述べたとおり、福祉課題の複雑化に対し、これからますます高まる民間の福祉活動への期待に応えるために、WAM助成においても限られた予算の助成効果をできる限り最大化させる助成制度の在り方について、今一度検討していくことが求められる。

ア 社会のニーズの変化に応じたWAM助成の独自性の強化

WAM助成は、平成２年から本格的に事業が開始されたが、二度の震災やNPO法の施行等によりボランティアやNPOなどに対する社会的認知も深まり、助成金や企業のCSR、寄付などの資金調達も進み、活動への支援環境も変わりつつある。その中でWAM助成は、地域の「草の根」の活動の発掘、定着支援などから、制度の狭間にある福祉課題を補完する事業の支援など、その時々 of 社会の要請に応じた助成を実施してきた。今後も、限られた財源をより効果的に助成金として配分するためにも、求められるWAM助成の姿を常に見つめ直す必要がある。

WAM助成は、例えば児童虐待防止や生活困窮者問題など政策的に重要な課題であり、かつ一般的には事業化が難しい分野における取り組みの立ち上げや定着を重点助成分野として進めている。これらの取り組みでは、受益者からの負担を得ることは困難だが、取り組みの理解者・共感者を集め、事業化や制度化につなげていくことも重要である。また、自治体をまたがる広域的課題、行政管轄の枠組みを超える福祉課題、あるいは、まだまだ社会的認知の低いマイノリティの問題に対する先駆的な取り組み等を発掘し、広く普及させていくという位置づけもWAM助成にはある。このような制度の隙間を、助成金により民間の福祉活動を支援することで埋めていくことが大きな役割の一つである。

また、平成２７年４月より施行された生活困窮者自立支援法の各事業では、大半が民間委託によって実施されているが、受託先の多くはNPO法人である。そして、地域包括ケアシステム推進の民間の側からの下支えなど、NPOなどの民間福祉活動団体はいまや地域の中で欠かせない支援の担い手となっている。加えて、こうしたサービスの供給や行政施策の補完機能だけでなく、実験的、先駆的な取り組みを行い、その成果を基に社会に問いかけ、あるいは社会的マイノリティの側に立ちアドボケートするなどの、行政や企業とも違う社会的主体としての機能も期待されている。

しかしながら、NPOなどの活動は自発性を基に非営利で行う市民活動を基本としていることから、財政面や事務能力などの点で脆弱な部分もあり、社会的機能の期待に応えるためには、その活動への支援のみならず、長期的な団体の健全育成のための

資金調達力や経営力、ガバナンスの強化の支援などが求められている。

現在、機構は助成事業に加え、福祉医療政策に係る政策金融機関として、NPOなどに対する融資業務も担っている。今後は機構のもつ経営資源を基にNPOなどの発展過程に沿って、総合的に支援し、そのシナジー効果を活かした事業の展開がますます求められてくる。

その実現に向けて、これまでNPOなどの民間福祉活動団体による約13,000件の事業を助成する中で蓄積された知見や情報を、今後の助成事業に活かしていくこともまた、今後WAM助成が行っていく使命の一つであろう。現在、地域の多様な主体と連携し、地域の様々な福祉課題に取り組む主体の連携のハブとなる、「連携型助成」の仕組みを特徴としている。福祉課題がますます複雑化していく中、地域の様々な団体や機関が連携して課題に向かうことで、単独のNPOでは解決が難しい課題への対応を可能とし、形成されたネットワークが助成後も地域の強みとして活かされていくことを目指している。この「連携型助成」の更なる充実に向けて、一助成先団体への支援にとどまることなく、各地で同様の問題意識を持ち活動を行う団体や、事業の継続性や効率性に悩みを抱える団体に対し、機構が持つ情報やネットワークにより、複数の助成先団体を横につないでいくなどの支援も積極的に進めていくことが求められる。

さらには、実際に助成事業として採択されたものだけでなく、応募書類全体の傾向などについても分析し、地域における福祉課題等の解決につながるようなテーマ設定や助成制度の検討にも取り組む必要がある。

図 2 1 社会のニーズの変化に応じたWAM助成の取り組むべき課題



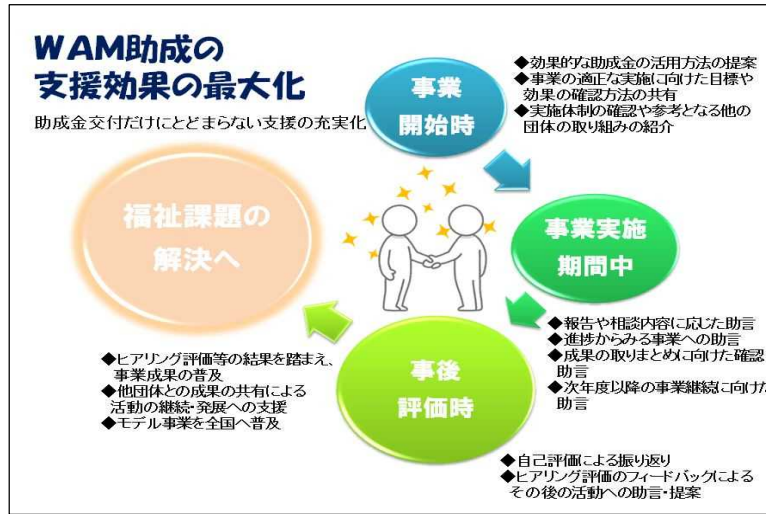
イ 資金以外の支援の充実による助成効果の最大化

地域の福祉課題解決に向けた担い手として、NPO等の活動への期待が高まる一方、国庫補助金を財源としたWAM助成の資金確保は年々厳しさを増している。限られた財源で最大の助成効果を求めていくためには、単に助成金交付にとどまらない、助成先団体に寄り添った助言等を駆使した“支援付き助成”の更なる充実が必要となってくる。

WAM助成では、助成期間終了後に行う全助成先団体を対象とした事業評価や一定年数経過後のフォローアップ調査などにより助成事業の成果をつぶさに確認してきた。審査・評価委員会委員や機構事務局によるヒアリング評価結果については、以後の活動継続や発展に資するため、助成先団体に直接フィードバックされているが、それだけではなく、そこから得られたノウハウを全国の活動団体の充実のために更に活かしていくことも重要である。例えば、喫緊の政策課題に即した、優良な取り組みをモデル化し、同様の活動を集中的に助成することで、より効率的に全国的な課題解決を目指す『モデル事業型コース』の設定や、事業の定着や発展を目指し、助成期間中や事業評価の際にコンサルティングを行っていくことも助成効果の最大化には欠かせないだろう。

また、事業の計画時に想定していた成果を確実に確保し、さらに大きな成果を得るために、機構と助成先団体の間で事業の成果目標を共有することが有効と考えられる。例えば、事業開始時点に最終的な成果目標やその確認方法などを、「助成する側」と「助成を受ける側」で共有した上でスタートし、助成期間中に機構事務局が単に寄り添って助言するだけでなく、予め共有した目標に正しく向かっているか、日頃から確認していくことなどである。目標に正しく向かっていない、あるいは到達しそうにならない場合はどのような点を改善すべきか、そのためにどのような方策が必要か、目標の修正は必要ないかなど、助成期間中にお互いに確認しながら、事業を進めていく。こうしたパートナーとして伴走することで、事業の進捗管理を行い、事業の実施前と実施後とを比較し、事業成果のより有効な取りまとめを行うことにより、助成終了後の事業継続の基盤づくりなど、団体や活動の継続や発展、自立化などへも貢献できるものと思われる。

図 2 2 付加価値の高い助成の仕組み



ウ WAM助成の成果の取りまとめと更なる可視化

WAM助成における事業評価は、優れた事業を見つけ、その普及に結びつけるだけでなく、改善点や課題などを積極的に抽出し、その後の助成事業の選定や助成の仕組みの見直しに反映させるとともに、地域における新たな福祉課題を発掘し、新たな政策展開に結び付けることなどを目的に進めている。つまり、事業評価は、振り返り、アカウンタビリティの確保、プログラム、政策、活動の改善だけではなく、新たな知識の創造とともに社会の改善を促すものとして機能していく必要がある。

個々の事業の取組みについては、事業完了報告書の精査や一連の事業評価を通して得られた事業のノウハウや成功要因、失敗要因、あるいは対象分野や課題分野ごとの普遍的な傾向などを、他の団体が計画立案や活動の充実に活用しやすく、分かりやすい形で示すことも、今後求められてくる。こうした情報を日常的な助成先の支援に活用することが、助成期間中の支援の充実にもつながってくる。

また、WAM助成が対象とする事業は、制度の隙間などのニッチなものや事業化が難しいものもあり、必ずしも定量的な評価に馴染まないものも多くあるが、公的財源を投入していることから、その成果や妥当性について客観的にわかりやすく伝えていく必要もある。こうした社会の動向やWAM助成の取り巻く状況を見据え、前述の事業成果の把握方法の工夫や事業内容によってはSRO Iに見られるような定量的な把握の手法などにより、助成成果をできる限り可視化し、その結果を支援や助成制度の見直しに活かすことなども今後ますます求められてくると思われる。

図 2 3 求められる評価とその活用





おわりに

本報告書では、WAM助成を活用して平成26年度に実施された各地の福祉活動や、それ以前の年度で助成した活動が現在どのように成果を上げ、地域においてどのような役割を果たしているかなどについて、本年度に行った事業評価によって振り返り、整理してきた。

現行の制度ではなかなか行き届きにくい福祉課題に対応した先駆的な取り組みや、地域の実情を踏まえたきめ細やかな取り組み等を助成事業の成果として確認することができた。しかしながら、助成事業の効果の確認方法やその目標設定の方法が曖昧で、事業の成果を十分に確認することができなかったものの、助成効果の取りまとめにおいて改善の余地を残したものなど、事業評価を通じて課題も明らかとなった。

平成27年4月から生活困窮者自立支援法が施行となり、困窮者支援が新たな段階に入った。この法律に基づいて実施される事業に、多くのNPO法人が受託先となり、制度の根本を支え、あるいは補完する存在として欠かせないものとなっている。また、困窮状態となった人たちは、多くの場合、就労や子育て、教育、健康、住宅、親子関係や地域からの孤立、そして時には金銭管理やソーシャルスキルなど、様々な課題を同時に抱えている。したがって、単に金銭的な支援を行えば課題解決できるとは限らず、多様で個別的な側面支援も必要とされ、それはNPOなどの民間のきめ細かな活動が得意とする部分ともいえる。制度による支援とこうした活動が緊密に連動することで、地域における困窮者支援が更に有効に機能するものであると考えられる。

近年、貧困・格差の問題は喫緊の政策課題となっており、児童虐待や社会的弱者といわれる方々の孤立など、様々な福祉課題と連動すると同時に、その根本に横たわる大きな原因の一つといわれている。WAM助成では社会福祉分野の非常に広範な課題を対象としてきたが、こうした様々な福祉課題の根本的な部分でつながっている貧困・格差の課題に対して、限られた予算の中で一層重点的に力を入れていくことが求められていくだろう。

また、東日本大震災から早くも5年が経過し、原発事故の影響によってほとんど状況が変わらない地域がありつつも、仮設住宅に避難されていた方々の多くが災害復興公営住宅へ転居するなどの状況の変化とともに、福祉的課題やニーズも変化してきている。かつて阪神大震災の際に、民間の自発的活動がおおいに評価され、その後の新潟県中越地震、東日本大震災などの災害発生時にも、迅速で温かみがあり、柔軟な支援を行う民間の活動は欠かせないものとして認められてきた。しかしながら、5年間の区切りで公的支援や民間財団などの資金が減少していく中であって、これからがまさに支援の真価が問われてくる時期に差し掛かってきている。

そして、東日本大震災後もわが国では各地で災害が頻発しており、公的な防災対策や被災地の支援策の充実とともに、NPOなどの活動へもますます期待が高まる中、WAM助成においてもこれまで以上にフットワークの軽い、確実な支援が求められてくるだろう。

今後、我が国が直面する人口減少については、人口全体の数が減ることに加え、少子化、高齢化がさらに進んでいくことにより、社会全般に大きな影響を与えることが懸念される。人口減少が進む我が国では、高齢化に伴い年金・医療・介護等の社会保障支出は今後も増大が見込まれる。過疎地域では、社会サービスの低下を招き、更なる人口流失を引き起こすという悪循環となり、地域住民の生活に不可欠なサービスの確保が難しく、都市部においては、高齢者数の増加により医療・介護ニーズが増大し、これにより特に介護サービスを担う人材が不足し、確保することが困難となるとともに、これらのサービスの円滑な供給に支障をきたす懸念もあり、行政による対応にも限界が指摘されている。

また、我が国が直面する地域の福祉課題はさらに多様化、複雑化していくことが予想されるが、同時に地域の絆が薄れ、家族機能が弱くなり、これらの社会の変化を考慮した対応が求められる。

加えて、従来から民間の福祉分野における最も重要な担い手である社会福祉法人のあり方についても、近年、様々な議論がなされている。一連の社会福祉法人制度の見直しの議論の中では、これまで措置制度の中で行政から委託された事業を行う色合いの強かった社会福祉法人に対して、地域と連携して法定事業にとどまらない非営利活動を行うなど、新しい使命が求められている。

WAM助成では、地域の多様な主体と連携して行う「連携型助成」の仕組みを特徴とし、行政や社会福祉法人なども含めた様々な主体の連携のハブとなる、NPOなどによる民間の柔軟な福祉活動に助成している。

そのことにより、他の補助制度や助成メニューとは違い、一過性の助成金交付や課題解決に留まるだけでなく、地域での総合的な取組みへの支援を行い、併せて、助成後も地域の活性化・新たな創生につながる協働関係、ネットワークづくりがなされることを目指している。助成期間中の助言や支援、助成後も活動が継続・発展していけるよう事業評価やフォローアップなど様々な支援を行っているが、今回報告されたフォローアップ調査の結果にもあるように、助成が終了し一年以上経過しても9割近い活動が継続されており、こうした活動が今後も各地の協働・ネットワークづくりや地域再生の原動力となっていくことをおおいに期待したい。

近年、WAM助成の助成財源である国庫補助金がさらに限られていく中、反対に福祉系NPOなどの活動の重要性がますます高まっていることは非常に皮肉な現実であるが、機構がこれまで長年にわたって蓄積してきたWAM助成の実績とノウハウ、さらには機構が持つ様々な支援策との相乗効果によって、新たな時代の福祉課題の解決に向けた、一層有効で効率的な支援を展開していくことを期待し、本報告書の結びとする。